

# 第3次宗像市男女共同参画プラン

一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる、

女性活躍のまち むなかた

～未来を担う子どもたちにつなぐために～

令和3年度～令和7年度

令和3年4月

宗像市



## 第1章 計画策定の目的と背景

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景	1
(1)世界の取り組み	1
(2)国・県の取り組み	2
(3)宗像市の取り組み	2

## 第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ	4
2 計画期間	4
3 宗像市の現状と課題	5
4 計画の基本理念	13
5 計画の体系	15
6 重点項目	17
7 計画の推進	18

## 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

### 基本目標1 地域・社会活動における男女共同参画

(1)地域における男女共同参画の推進	20
(2)意思決定過程における女性の参画促進	22

### 基本目標2 働く場における女性の活躍推進

(1)職場における男女共同参画の推進	23
(2)女性の能力と意欲に応じた就労の促進	25

### 基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	30
(2)子育て・介護支援の充実	31

### 基本目標4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり

(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	32
(2)ハラスメント等の防止	38
(3)生涯を通じた女性の健康支援	39
(4)貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	40

### 基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

(1)教育の場における男女共同参画	42
(2)男女共同参画意識の浸透	48
(3)国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進	50

## 資料編

1 男女共同参画社会基本法	51
2 宗像市男女共同参画推進条例	55
3 宗像市男女共同参画推進条例施行規則	58
4 宗像市男女共同参画推進本部設置要綱	58
5 宗像市男女共同参画推進懇話会規則 （別表 宗像市男女共同参画推進懇話会委員）	59
6 計画策定の経緯	61
7 用語の解説	62

※本文中の「※」で、各ページの枠外に説明がないものについては、資料編の「用語の解説」をご参照ください。  
※計画中、年号については、原則として和暦を使用し、国際的な出来事については、西暦と和暦を併記しています。

## 第 1 章 計画策定の目的と背景

---



### 1 計画策定の目的

宗像市では、女性問題の総合的な施策の立案とその推進を図るため、1993(平成 5)年に「宗像市女性問題懇話会」を設置、男女共同参画社会の確立を基本理念とした「むなかたレディースプラン」を策定しました。さらに、1994(平成 6)年から女性センターの建設に向けて検討を開始し、1998(平成 10)年に、女性政策を推進するため女性政策課を設置、次いで、女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施してきました。そして2001(平成 13)年には、「宗像市男女共同参画プラン」を策定、さらに 2004(平成 16)年には「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する施策や事業を積極的に推進しているところです。

このような取り組みの結果、種々の改善が進み、例えば審議会等委員の女性比率は、1998(平成 10)年に20.7%でしたが、最近(令和 2 年 4 月 1 日現在)では36.1%となり県内で上位の結果となっています。しかしながら、そのような進展の一方、社会のさまざまな分野で、意思決定に参加する女性の割合が、依然として低いことも事実です。また、平成 30 年度男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等が根強く存在していることがわかります。そして、実際に仕事と家庭の両立は、女性にも男性にも困難な状況にあり、宗像市のみならず、国においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、取組みが進められています。また、配偶者からの暴力等により、安全安心して暮らす権利が脅かされ、困難にさらされている人も多くいます。

このような課題に対応するため、市・市民・地域・事業所等が連携して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「性別にとらわれることなく個性と能力を發揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会」、「一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる、女性活躍のまち むなかた」の実現を目指して、第3次宗像市男女共同参画プランを策定しました。

### 2 計画策定の背景

#### (1)世界の取り組み

男女共同参画の世界的な取り組みは、国連が 1975(昭和 50)年を国際婦人年と定めて以来、国連を中心に継続的に進められてきました。

1995(平成 7)年の第 4 回世界女性会議では、女性に対する暴力の問題の重要性が認識されるとともに世界の女性の地位向上とエンパワーメント\*を目指すために、「行動綱領」や「北京宣言」が採択され、21 世紀に向けた政策の国際的な指針と位置づけられました。2015(平成 27)年、国連で先進国と開発途上国が 2030 年(令和 12 年)までに共に取り組むべき国際開発目標として「SDGs(持続可能な開発目標)\*」が掲げられました。SDGsは17の目標と169のターゲットから構成されており、その中には「ゴール5. ジェンダー\*平等を実現しよう」といった、本計画と関わりのある目標も盛り込まれています。

## 第1章 計画策定の目的と背景

### (2) 国・県の取り組み

日本においては、昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准し、男女平等を進めるための法整備を進めてきました。平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が交付・施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画基本法を受け、平成 13 年に内閣府に男女共同参画局が設置、福岡県では「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、国・県の推進体制が強化されました。同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成 19 年の法改正で市町村においても基本計画を策定することが努力義務となりました。平成 25 年にはストーカー行為規制法と併せた形で法改正され、恋人間の暴力にも対応できるよう拡充されるなど、女性に対する暴力の根絶に向けた施策が進められてきました。

平成 17 年に策定された男女共同参画基本計画(第2次)では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>)が掲げられ、家庭や地域への男性の参画が重視されてきました。また、平成 27 年には経済社会で女性の活躍を促進するために「女性の職業生活における活動推進に関する法律」が制定されました。

県においては、平成 14 年には「第1次福岡県男女共同参画計画」が策定、平成 28 年には、事業の進捗状況を踏まえて「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定され、これまでの施策をより総合的、計画的に推進することになりました。

また、平成 18 年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定、その後、平成 28 年には「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、被害者の実情に即した取り組みへと強化されています。

### (3) 宗像市の取り組み

本市では、昭和 58 年に「働く婦人の家」を設置し、女性の能力開発や福祉の向上の取り組みに着手しました。平成 3 年には、「第3次宗像市総合計画」の中で、男女平等社会の実現に向けて、「①女性対策推進体制の整備、②社会参加の促進、③教育・啓発事業」を施策の柱にあげ、男女平等社会づくりに努めてきました。平成 5 年には、「宗像市女性問題懇話会」を設置し、男女共同参画社会の確立を基本理念にした「むなかたレディースプラン」を策定しました。平成 10 年には、女性政策を推進するため女性政策課を設置するとともに、宗像市女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

また、平成 16 年、「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、宗像市男女共同参画推進懇話会の意見を聴きながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市は、平成 15 年に旧宗像市と旧玄海町、平成 17 年に旧大島村が合併し、2つの離島を擁する市となりました。

男女共同参画推進センター(平成 15 年に女性センターから改称)の管理・運営については、市民サービス協働化提案制度による協働委託で実施しています。民間団体のノウハウを活用し、啓発講座や資格取得講座、土日等休日や夜間の講座を実施しています。また、男性対象講座、子育て支援講座、PTAやコミュニティ・センター等地域での講座を充実させながら、広く多くの市民に啓発を行っています。

## 第1章 計画策定の目的と背景

ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>\*</sup>被害者支援については、相談体制の充実と庁内の関係部署や関係機関との連携強化を図っています。平成 24 年度には、「こころと生き方の相談室」を男女共同参画推進センターから市役所内に移設しました。

また、市では事業所として、平成 26 年 6 月に「女性の大活躍推進福岡県会議」で「女性大活躍推進宣言」を行い、女性が活躍する社会をつくるため、女性役職者の比率の引き上げに向けて人材育成の強化に努めています。

以上のとおり、宗像市は男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めてきました。しかしながら、近年、格差拡大・貧困問題、ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権問題、災害時における女性の参画、働き方改革や職業場面に置ける女性活躍等、男女共同参画にかかわる課題は、多く残されており、今後さらに男女共同参画の取り組みを進めていかなくてはなりません。

さて、市は今後も持続的な発展を目指し、第2次宗像市総合計画(後期基本計画)にSDGsの視点を取り入れ、令和 2 年には、世界遺産をはじめとする地域資源を活用した取り組みにより「SDGs未来都市」に選定されています。本プランにおいても、SDGsとの関連付けを示すことにより、市、市民及び事業所が、お互いの抱える課題を理解し、目標を共有し、連携を進めていくことを目指しています。

第3次宗像市男女共同参画プランに基づき、一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる女性活躍のまちを、未来を担う子どもたちにつなぐために、市と市民が一体となって取り組んでいく必要があります。



## 第2章 計画の概要

---



## 第2章 計画の概要

### 1 計画の位置づけ

この計画は、以下の計画として位置づけます

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく市町村推進計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- 宗像市男女共同参画推進条例第9条に基づく、男女共同参画の推進の基本となる計画
- 宗像市総合計画を上位計画とし、男女共同参画の推進に関する基本的な取り組みの方向と具体的な施策を示す計画

以上のことから、この計画は次のような役割を担います

- 本市における男女共同参画に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、事業を実施する際の指針となるもの
- 国や県等の関係機関に対する要請及び調整の手がかりとなるとともに、市民及び事業者に対しては、先導的・協力要請的な働きかけを行う指針となるもの

### 2 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします

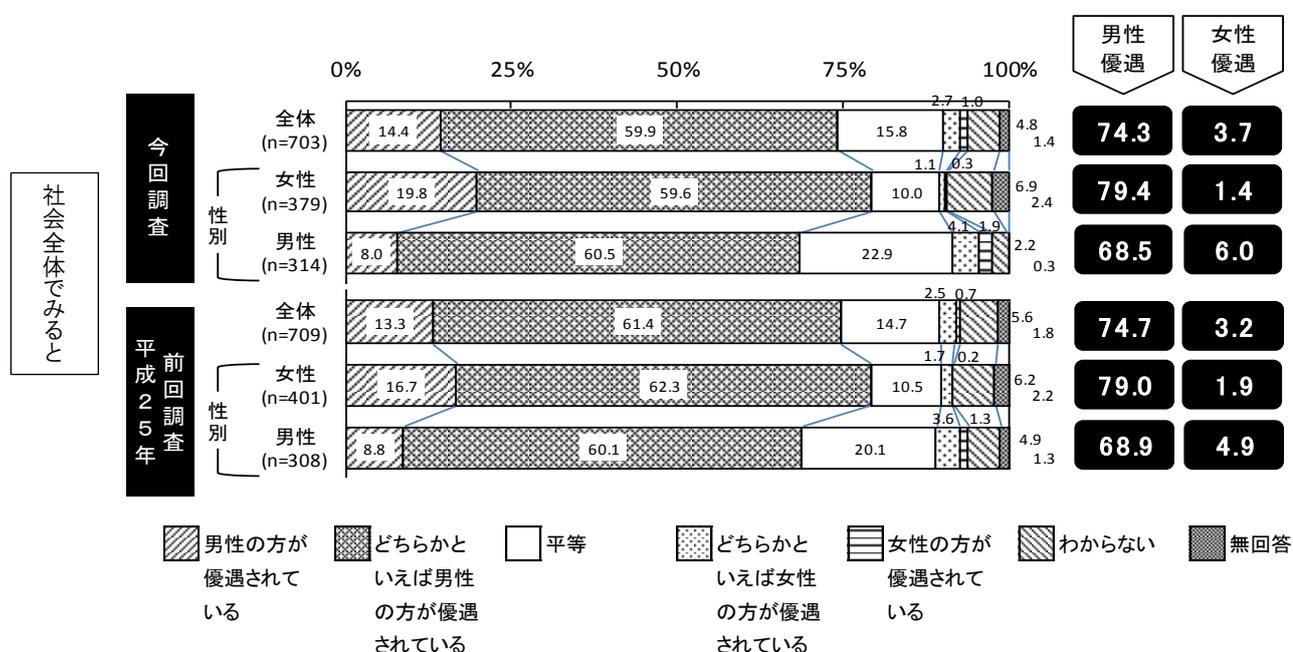
### 3 宗像市の現状と課題

平成30年に実施した男女共同参画社会に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)によると、社会における男女の地位の平等感について各分野別に尋ねた設問では、特に「家庭生活」、「地域活動や社会活動」、「法律や制度の上」での男女の平等感に対する認識の違いが大きくなっています。

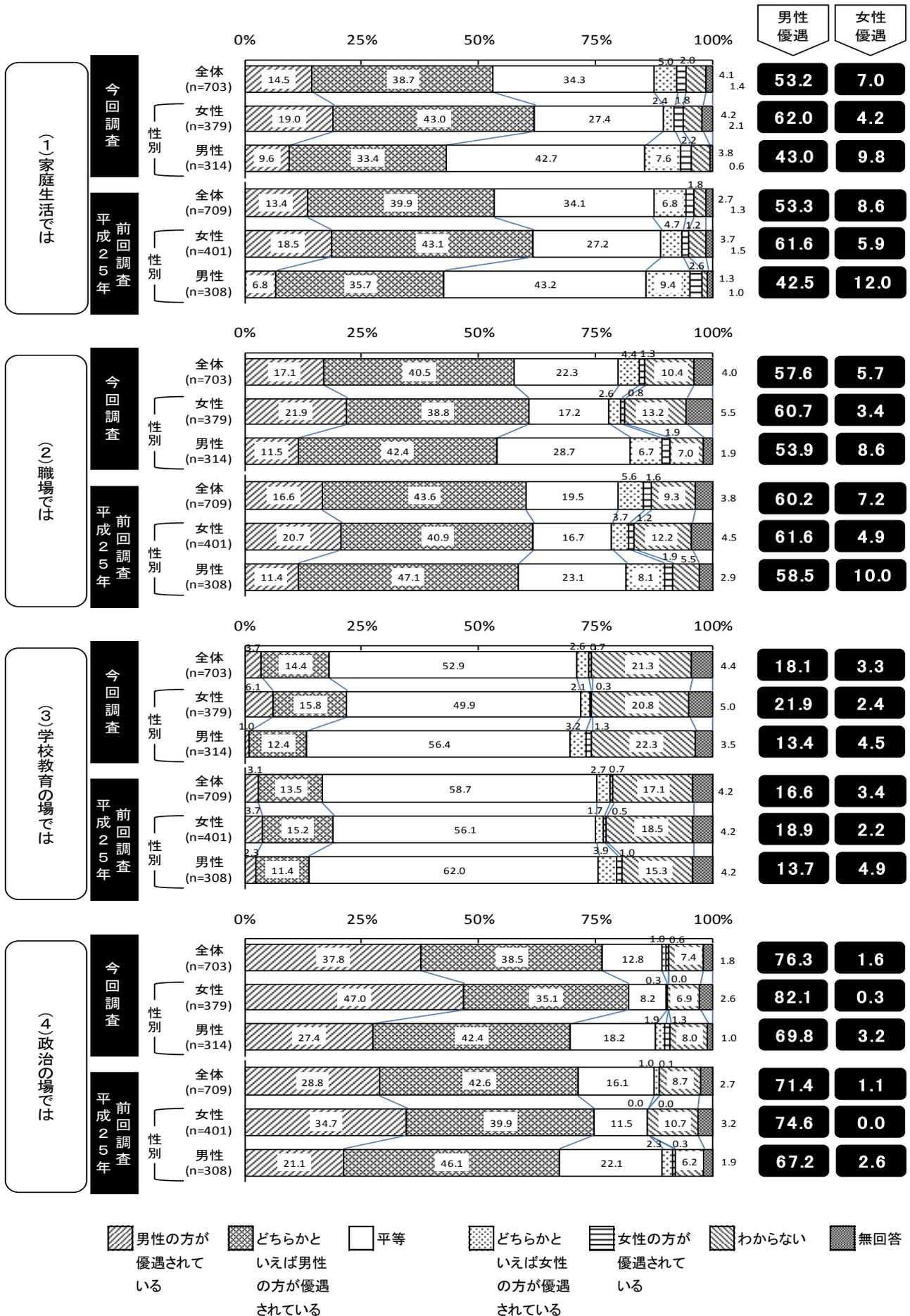
また、性別にみると女性は「男性優遇」、男性は「平等」と考える人が全体的に多くなっています。女性が不平等だと思っていることを男性はそう感じていない、という認識のギャップが家庭や地域など身近な生活の場で生じていると、日常のやり取りの中でお互いの不満を高める可能性があります。

さらに、前回調査と比較すると、全体的に「男性優遇」の割合が増加しており、特に「政治の場」「地域活動や社会活動」「社会通念・しきたり」において5ポイント近く増加しています。

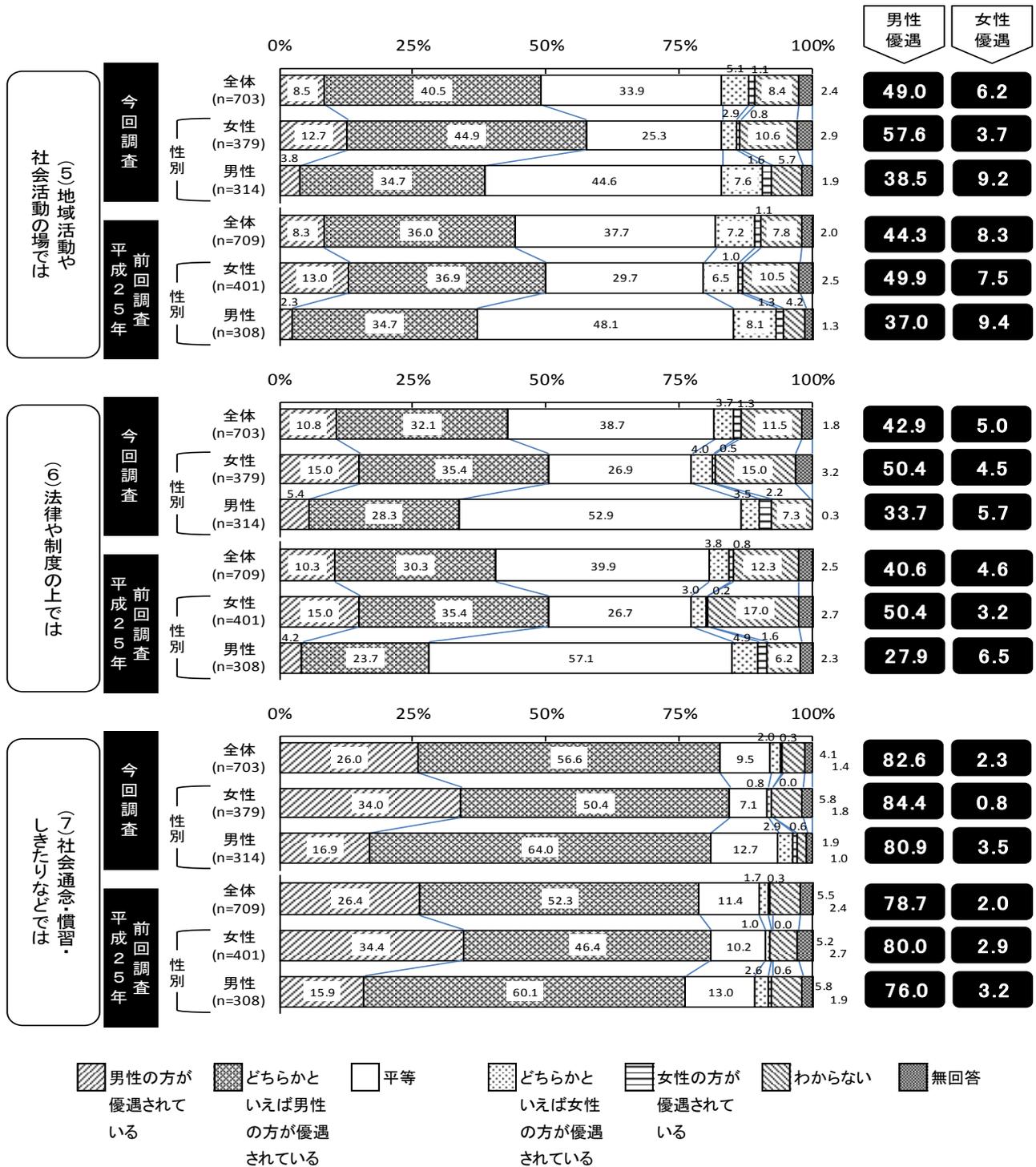
#### ● 社会全体で見た男女の地位の平等感



●男女の地位の平等感



## 第2章 計画の概要

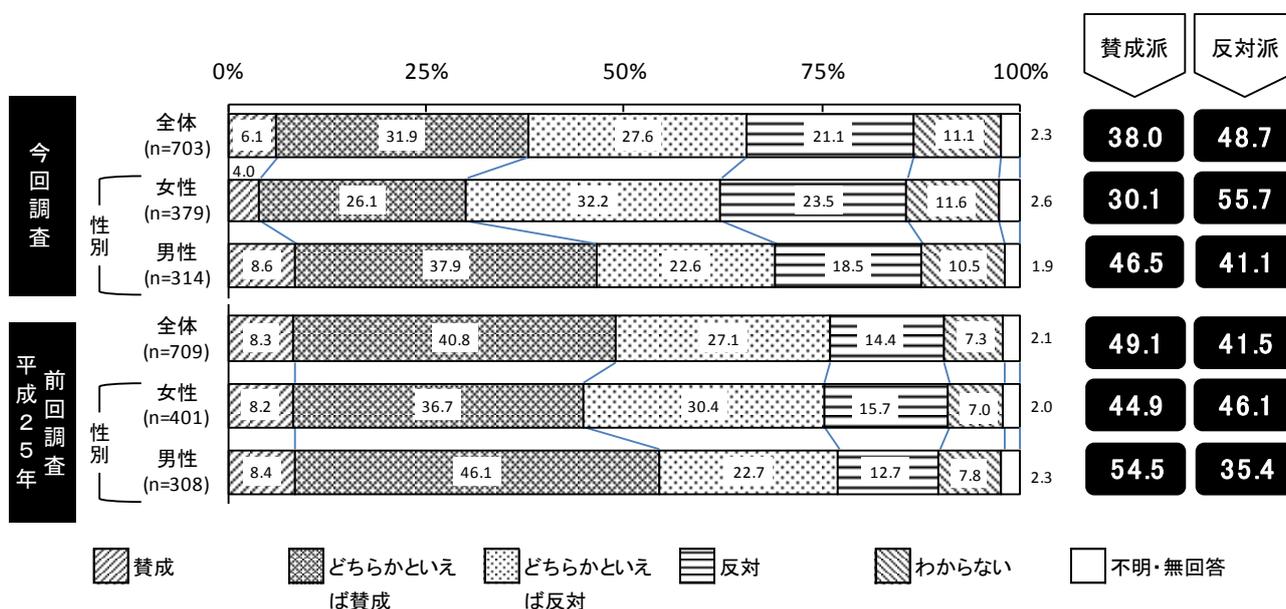


資料: 宗像市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成 30 年)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担に関しては、前回調査よりも『賛成派』の割合が10ポイント近く減少し、『反対派』も増加するなど、初めて反対派が賛成派を上回り、意識の面ではこの5年間で変化がみられます。

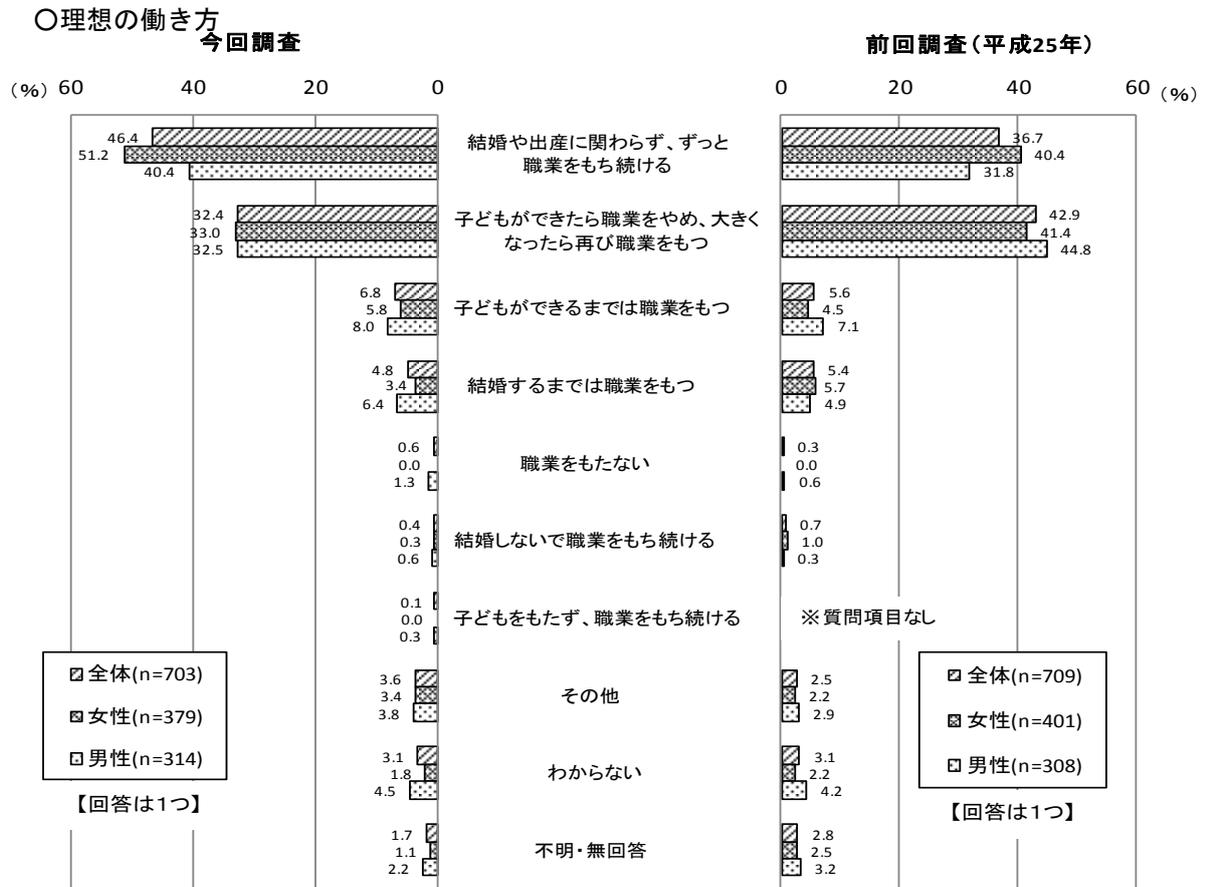
しかし、女性の理想の働き方は、子育てで中断する場合も含めると8割近くが結婚や出産後も職業を持つことを理想としていますが、現実はそうなってはいません。さらに、家庭内での夫婦の役割分担についてみると、日常の家事、育児や介護は妻中心、生計維持と重要事項の決定は夫中心という性別役割分担を支持する傾向が顕著となっていました。「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は根強く存在しているといえます。

●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」

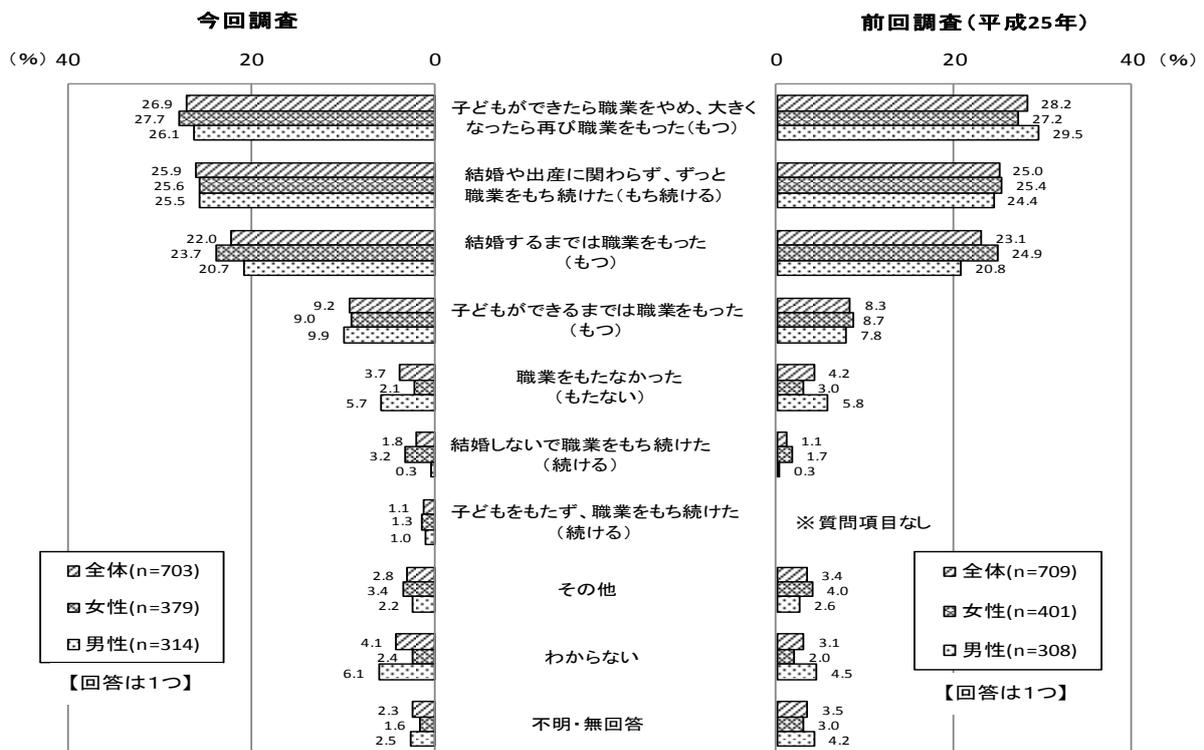


資料：宗像市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成30年)

●女性の理想の働き方と現実の働き方

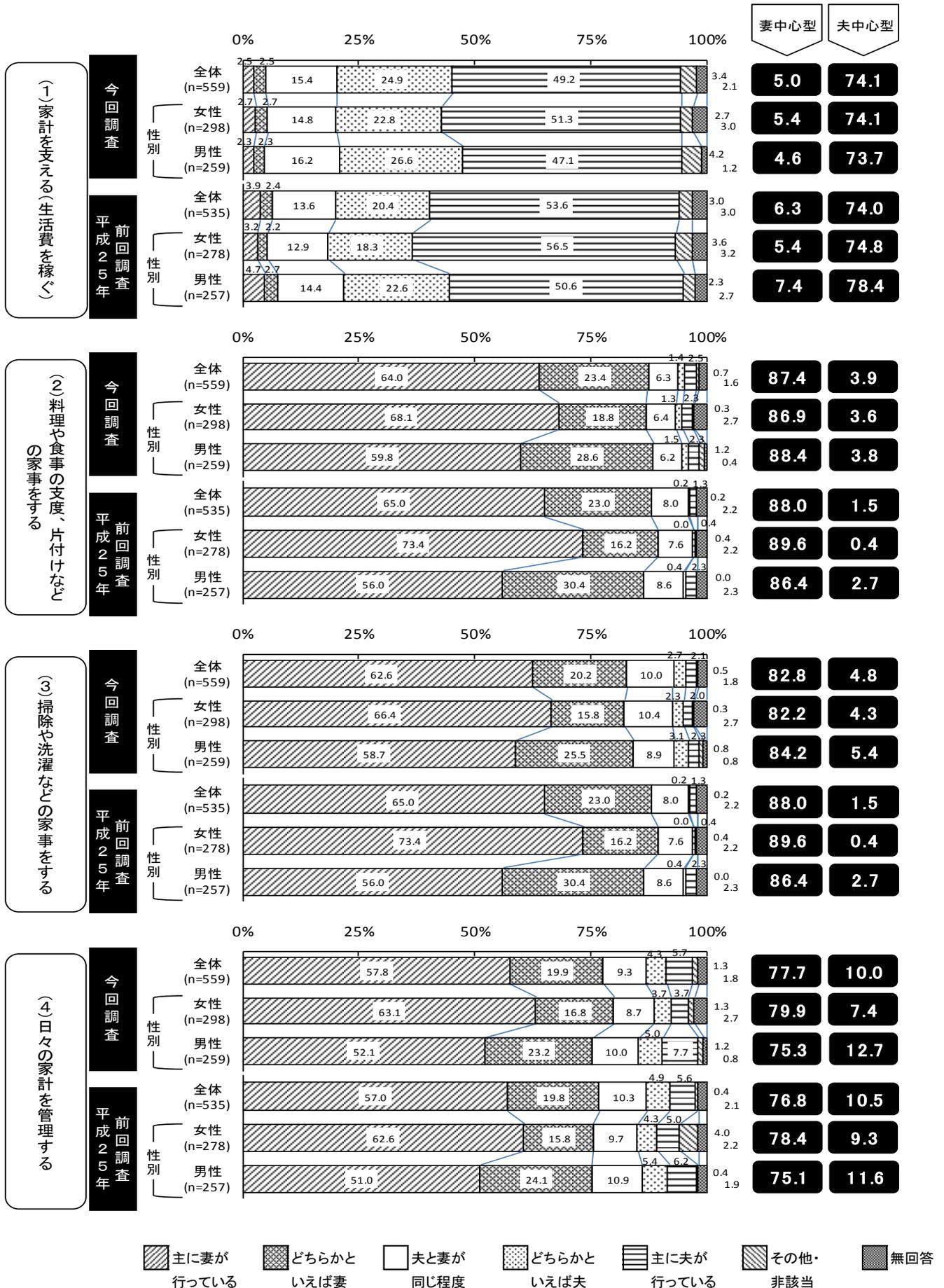


○現実の働き方

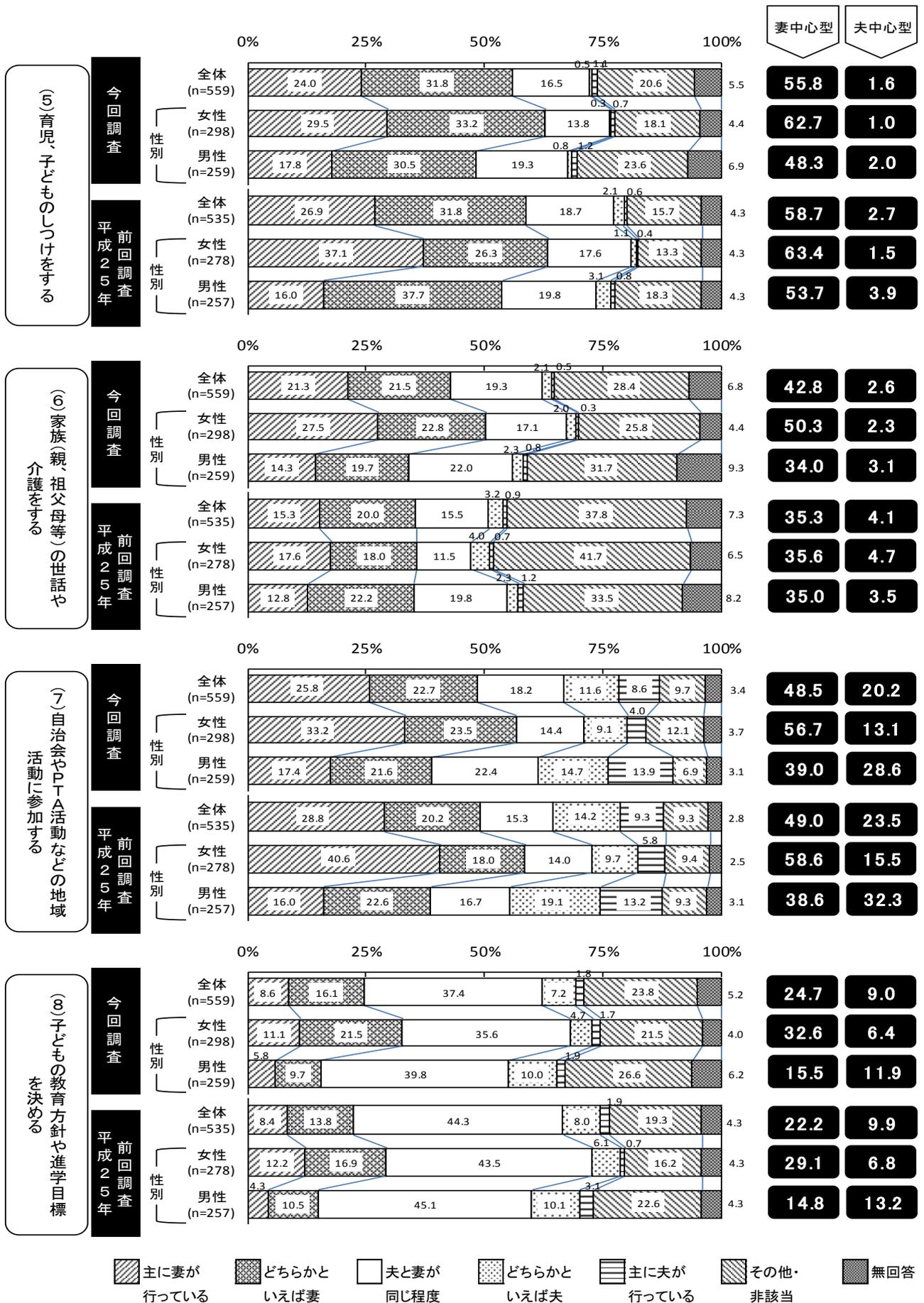


資料:宗像市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成30年)

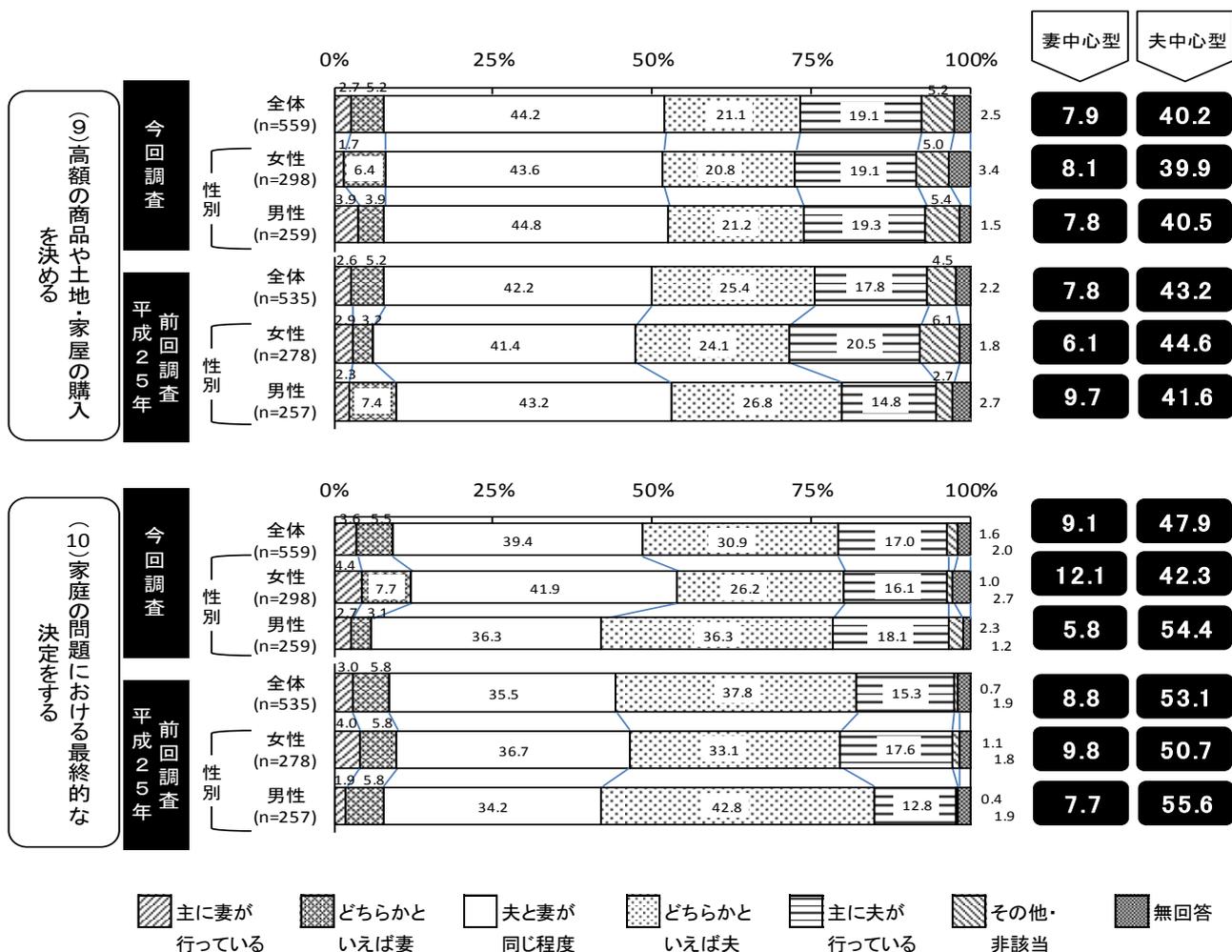
●家庭内の役割分担



## 第2章 計画の概要



## 第2章 計画の概要



資料：宗像市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成30年)

## 4 計画の基本理念

### 宗像市男女共同参画推進条例(要約)

#### 目的(第1条)

男女共同参画推進社会の実現に向け、その基本理念を定め、責務と教育の役割を明らかにし、総合的、計画的に推進することを目的としています。

#### 基本理念(第3条)

- 1 女性も男性もお互いの人権を尊重し、男女が個性と能力を発揮できる社会にしましょう。
- 2 男女間において、どんな暴力も行ってはけません。
- 3 社会に未だに残っている、性別によって決められた役割分担意識にまどわされないような社会にしましょう。
- 4 市の施策や事業者における方針の立案及び決定には、女性も男性も共に参画しましょう。
- 5 家事、育児、介護など家庭生活では、女性も男性も協力し、家庭以外の地域活動などにも、共に参加しましょう。
- 6 男女共同参画は、世界のさまざまな取組みに目を向けながら、国際協調で進めましょう。
- 7 あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- 8 女性も男性も生涯を通して、健康で安全な生活が送れるように、お互いに性を正しく理解しましょう。



## 第3次宗像市男女共同参画プラン

### 基本目標

- 1 地域・社会活動における男女共同参画
- 2 働く場における女性の活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり
- 5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

### 計画の基本理念

一人一人がお互いに認め合い、

社会に参加できる、女性活躍のまち むなかた  
～未来を担う子どもたちにつなぐために～



◆第3次宗像市男女共同参画プラン

基本理念	関連するSDGs	基本目標	基本施策
<p>一人一人がお互いに認め合い、 社会に参加できる、女性活躍のまち 未来を担う子どもたちにつなぐために</p> <p>むなかた</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>1</b> 地域・社会活動における男女共同参画</p> <p>関連するSDGsのゴール：4,5,8,16</p>	<p>(1) 地域における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 意思決定過程における女性の参画促進</p>
		<p><b>2</b> 働く場における女性の活躍推進</p> <p>関連するSDGsのゴール：4,5,8,9,16</p>	<p>(1) 職場における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 女性の能力と意欲に応じた就労の促進</p>
		<p><b>3</b> ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>関連するSDGsのゴール：5,10,16,17</p>	<p>(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進</p> <p>(2) 子育て・介護支援の充実</p>
		<p><b>4</b> 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり</p> <p>関連するSDGsのゴール：5,10,16,17</p>	<p>(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援</p> <p>(2) ハラスメント等の防止</p> <p>(3) 生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>(4) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備</p>
		<p><b>5</b> 男女共同参画社会の実現に向けた啓発</p> <p>関連するSDGsのゴール：4,5,10,16,17</p>	<p>(1) 教育の場における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 男女共同参画意識の浸透</p> <p>(3) 国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進</p>

## 施策の取り組み

- ①男女の社会参画の促進と支援
- ②地域活動を促進するためのリーダーの育成
- ③コミュニティにおける女性役員登用の促進
- ④防災・災害時における男女共同参画の推進

- ①審議会等への女性の参画促進

- ①働く環境の整備のための啓発
- ②商・工・農林水産業における男女共同参画の推進
- ③職場における男女共同参画の促進

- ①女性起業家等の育成・支援
- ②女性の就労・キャリアアップ支援

- ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ②男性の家事・育児・介護参加促進の啓発

- ①子育て中の親への支援
- ②介護に対する支援

- ①DV等の防止の啓発
- ②DV等対策の推進
- ③DV等被害者相談、支援体制の充実

- ①ハラスメント等の防止の啓発

- ①生涯を通じた女性の心と体の健康づくり

- ①高齢者・障がいがある人への支援
- ②ひとり親家庭等への支援
- ③多様な性の理解の推進

- ①就学前教育における男女共同参画の推進
- ②学校教育における男女共同参画の推進
- ③社会教育における男女共同参画の推進

- ①固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
- ②男女共同参画に関する情報提供

- ①国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進

### 6 重点項目

本市の現状や社会情勢を踏まえ、次の項目に重点的に取り組みます。

#### 1 地域・社会活動における男女共同参画

- 市の各種審議会への女性登用率向上に努めます
- 地域や事業所におけるリーダー人材の育成と活躍推進を支援する取り組みをすすめます

#### 2 働く場における女性の活躍推進

- 働く場において、女性のキャリアアップに資する情報の提供や、就業・再就職の支援を行います
- 女性の起業支援の取り組みをすすめます

#### 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域・社会活動に積極的に参加できるよう制度の周知・啓発を行います
- 介護や育児に対し、保育園等の整備や育児・介護にかかわる相談対応の充実等を図り、仕事と家庭が両立できる環境づくりに取り組みます

#### 4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり

- あらゆる世代に対し、DVをはじめとした暴力やハラスメントを許さない意識の啓発に努めます
- さまざまな媒体を活用し、DV等の相談窓口の周知を行います
- 関係機関と連携し、DV等被害者の保護と支援の体制づくりを行います

#### 5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

- 男女共同参画推進センターを拠点とし、男女共同参画の市民啓発を行います
- 関係各課が連携し、地域との協働のもと、さまざまな機会・媒体を活用した啓発を行います

### 7 計画の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させていくことが重要です。そのために、国や県などの関係機関及び庁内の関係各課と連携して第3次男女共同参画プランを計画的に推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点施設として、事業を展開していきます。

#### 1 宗像市男女共同参画推進懇話会

○学識経験者、市民公募で構成される「宗像市男女共同参画推進懇話会」では、男女共同参画に関する施策の評価・検討を行うとともに、その推進に関する施策等を提言します。

#### 2 庁内の推進体制

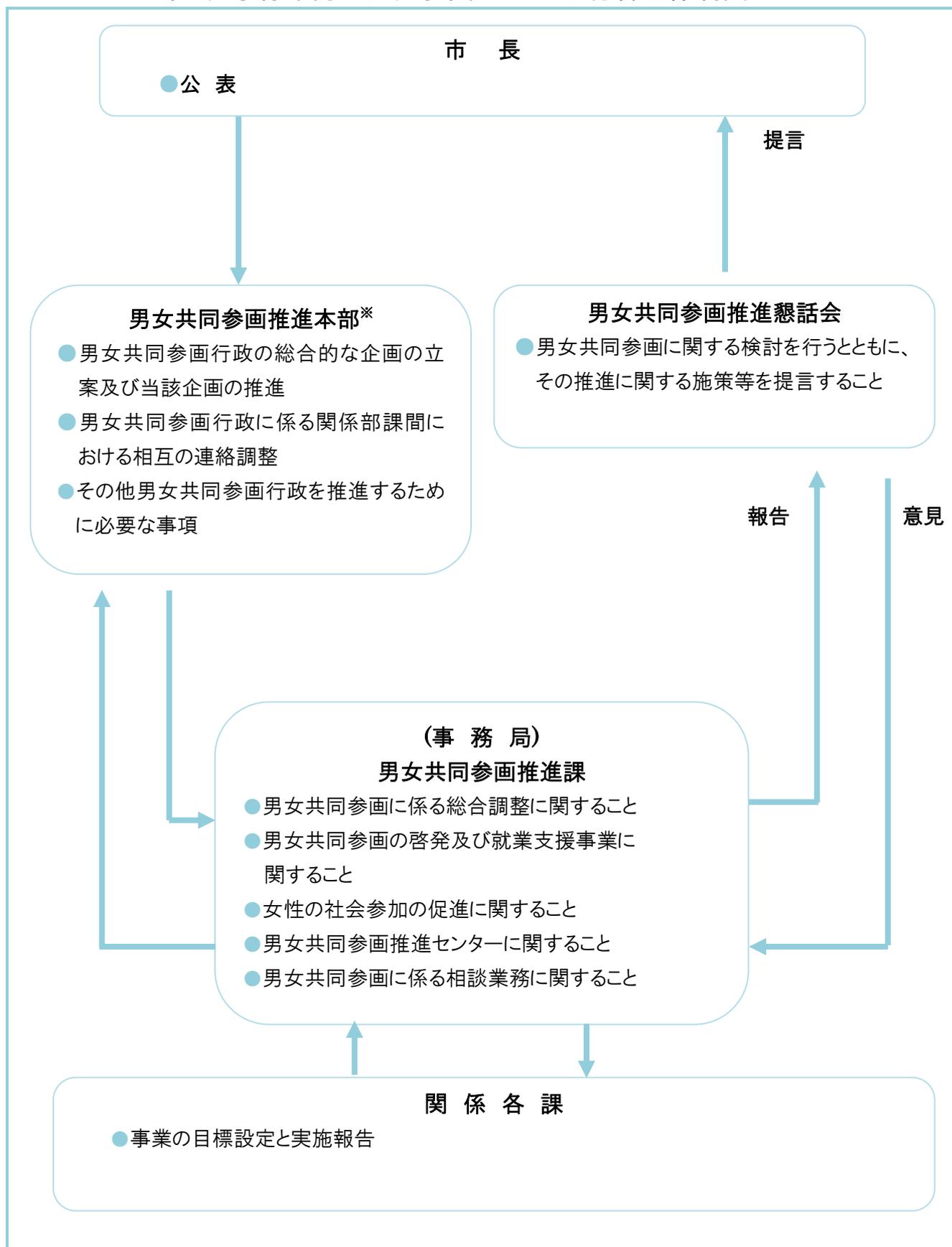
○関係各課と連携を図り、男女共同参画に関する施策を効果的に推進します。

#### 3 事業の推進

○市民、市民活動団体、各地区コミュニティ運営協議会、学校との連携・協働により事業を実施します。

○事業所に対して啓発を図ります。

第3次宗像市男女共同参画プラン 進行管理体制図



※男女共同参画推進本部：市長、副市長、教育長、部長級職員で構成している。

## 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

---



## 基本目標 1

### 地域・社会活動における男女共同参画

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される」(基本法第2条)社会です。女性は様々な分野で活躍できるようになりましたが、政策や方針を決定する場への参画は充分といえません。

多様性に富んだ活力ある新しい社会づくりを推進するために、男性も女性も個性と能力を発揮できるような体制を整える必要があります。

### 基本施策(1) 地域における男女共同参画の推進

#### 〈現状と課題〉

地域社会をより豊かなものとし、男女を問わず生きがいの場となるようにするためには、だれもが参加しやすい環境づくりをすすめることが大切です。地域社会における意思決定の場に、性別に関わらず多様な人の意見が反映されることが重要です。

市民意識調査では、地域活動や社会活動の役職に女性がどの程度つくのが望ましいか尋ねた設問で、「男性と同じくらいの方がいい」と答えた割合は5割を超え、前回調査よりさらに高くなっています。しかしながら本市では、自治会長において女性の比率は8.4%にとどまっています。自治会長などの地域の役職に女性が推薦された場合、引き受けるかどうか尋ねた質問では、女性は「断る」が82.8%、男性は「妻などの身近な女性に断ることをすすめる」が58.9%です。理由としては、男女とも「責任が重いから」「役職につく知識や経験がないから」等が上位になっており、女性自身が自分の能力や知識、経験に自信を持ち、積極的に参加することができるよう人材育成や啓発、登用の促進が必要です。

また、女性が家事育児負担を多く担っている現状を踏まえ、女性が意思決定の場に参画しやすいような両立支援も必要です。

#### 施策の取り組み①男女の社会参画の促進と支援

地域の現状を把握し、地域社会への積極的な参画を促進します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1	地域での意識啓発の推進	男女がともに地域社会を担うために、地域の実態の把握に努めるとともに、地域・社会活動への参加促進のための啓発を行います。	男女共同参画推進課
		コミュニティ運営協議会や自治会等に対して地域活動への女性の参画を推進します。	コミュニティ協働推進課

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### 施策の取り組み②地域活動を促進するためのリーダーの育成

地域で活躍する多様なリーダー人材を、性別に関わらず発掘・育成します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2	地域活動におけるリーダーの発掘・養成・活用	関係各課と連携しながら、地域リーダーの養成につながる講習会や活動の案内、受講参加依頼を行います。	コミュニティ協働推進課
		地域での健康づくりを担っていく人材の養成講座等に男性の参加を促し、男女ともに参加しやすい健康づくり活動を支援します。	健康課

#### 施策の取り組み③コミュニティにおける女性役員登用の促進

地域づくりにおいて多様な意見が反映されるよう、意思決定過程への女性の参画を促します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3	地域の役職への女性参画促進	コミュニティ運営協議会や自治会の役員への女性の登用を促進します。	男女共同参画推進課
		コミュニティ運営協議会や自治会における女性役員の参画の意義や趣旨説明、登用依頼等を行います。	コミュニティ協働推進課

#### 施策の取り組み④防災・災害時における男女共同参画の推進

防災・災害時において、男女共同参画の視点を持った取り組みを行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
4	男女共同参画の視点による防災活動の推進	コミュニティ運営協議会や自治会による自主防災組織の活動の充実を図り、男女共同参画の視点に立って活動を推進します。	危機管理課
		防災に男女共同参画の視点を取り入れる必要性や、災害発生時の避難所運営に多様な視点を取り入れる大切さについて、啓発します。	男女共同参画推進課

## 基本施策(2)意思決定過程における女性の参画促進

### 〈現状と課題〉

本市において、審議会委員の女性比率は30パーセント台にとどまっており、目標の40%に達していません。審議会等に女性を積極的に登用し、より多様な意見が政策立案・決定に反映されるよう取り組まなければなりません。

### 施策の取り組み①審議会等への女性の参画促進

政策・方針の立案・決定過程に、多様な意見が反映されるよう、審議会等への女性登用に取り組めます。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
5	審議会等委員への女性参画促進	市の審議会等における女性委員の比率40%以上を目指します。	男女共同参画推進課 関係各課

## 基本目標2

### 働く場における女性の活躍推進

平成27年8月に成立した女性活躍推進法により、職業生活における女性の活躍推進の取り組みが民間事業者や国、地方公共団体で進められています。しかし市民意識調査において、「職場で男女の地位が平等」と回答している人は22.3%にとどまり、「男性優遇」と回答している人は57.6%にのぼるなど、女性の職場における活躍が実感できる状況ではありません。

子育てや介護で離職した女性が再就職する際、非正規雇用を選択することも多く、また仕事と家庭の両立に悩むことになる背景には、職場での性別役割分担意識がまだ残っていることや、長時間労働を前提とした働き方の仕組みがあります。女性が自らの意思で働き方を選択できるよう、職場での男女共同参画意識の向上や、女性だけでなく誰もが活躍しやすい働く環境整備を進める必要があります。

### 基本施策(1)職場における男女共同参画の推進

#### 施策の取組み①働く環境の整備のための啓発

男女共同参画の意識啓発等を通じ、事業所に対し、働く環境の整備を働きかけます。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
6	事業所への啓発促進	事業所訪問やホームページによる情報発信等により、職場の男女共同参画意識の向上やワーク・ライフ・バランスの促進、働き方改革の重要性等についての啓発に取り組みます。	男女共同参画推進課
		事業所研修や訪問等を通じて、男女平等意識を含む人権啓発を図ります。	人権対策課
		市の競争入札参加資格審査申請事業者に対し、男女共同参画意識醸成のための啓発及び男女共同参画に関する意識調査等の実施を検討します。	男女共同参画推進課
7	制度等の周知及び情報提供	事業所に向け、国や県が実施する女性活躍推進事業や制度の周知及び情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
		価値観、能力、生活背景の多様性について職場の理解を深めるため、研修・セミナー等の案内を行います。	人事課

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### 施策の取組み②商・工・農林水産業における男女共同参画の推進

商・工・農林水産業分野において、女性の働く環境の整備や、女性人材の育成に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
8	女性グループ等の人材育成及び支援	商・工・農林・水産業などに従事する女性グループ等が自主的な活動が出来るよう、取り組みを支援します。	商工観光課 農業振興課 水産振興課

#### 施策の取組み③職場における男女共同参画の促進

事業所等に対し、職場における性別役割分担意識の解消や、キャリア形成<sup>\*</sup>につながる情報を提供し、職場における女性の活躍を促進します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
9	女性の職域拡大の推進	職場における性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行い、女性の職域拡大や方針決定の場への女性の参画を促進します。	男女共同参画推進課
		市の役職者(企画主査以上)に占める女性の割合30%を目指します。職員のキャリア形成を前提とした人事異動など、性別にとらわれない人員配置をすすめます。	人事課

## 基本施策(2)女性の能力と意欲に応じた就労の促進

### 施策の取組み①女性起業家等の育成・支援

起業に関する情報の発信や、起業家への支援を行い、女性起業家の発掘・育成を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
10	女性起業家等の育成・支援	関係団体で組織する“宗業”者応援ネットワーク※において、女性起業家をサポートします。 また、女性事業者が行う新たなチャレンジを支援します。 Fabbit 宗像※の活用による女性の起業家数を2022年(令和4年)までに3人にします。	商工観光課
		起業に関する情報の提供や、講座等の実施による女性の起業を目指す意識の醸成や、育成を行います。	男女共同参画推進課

※Fabbit 宗像:2020年4月にJR赤間駅南口にオープンした創業支援及びコワーキングスペース運営の民間施設。同年2月に市・宗像市商工会・Fabbit 宗像で「創業支援事業に関する連携協定」を締結している。

※“宗業”者応援ネットワーク:「宗像で創業」を希望される方を支援するため、一体的に情報提供や創業支援事業等を実施するもの。宗像市、宗像市商工会、市内金融機関等で構成する。

施策の取組み②女性の就労・キャリアアップ支援

就業支援講座や情報提供を行い、女性の就労・再就職を支援します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
11	就労に関する情報提供と就労・再就職・キャリアアップの支援	ひとり親家庭等の自立に必要な就労に向けての情報提供や支援を行います。	子ども家庭課
		男女共同参画推進センター等において、女性の就労や再就職、スキルアップやキャリアアップ等の情報提供や講座等の充実に図ります。	男女共同参画推進課
12	農業経営における就労条件・就労環境の整備	農業における女性の雇用拡大を図るため、JAむなかたによる農作業ヘルパー事業を支援します。	農業振興課

## 基本目標3

### ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査では、男女がともに仕事や家事、子育てなどあらゆる場面に積極的に参加していくために必要なこととしては、「子育てや介護に関するサービスを充実すること」「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合い、協力しあうこと」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」「性別にかかわらず家事などができるようなしつけや育て方をすること」などが上位にあがっています。性別では女性で「性別にかかわらず家事などができるようなしつけや育て方をすること」が高くなっており、現状として家事や育児、介護を多く担っている女性が、性別に関係なく生活に必要な技術を身につけることを重視していることがうかがえます。

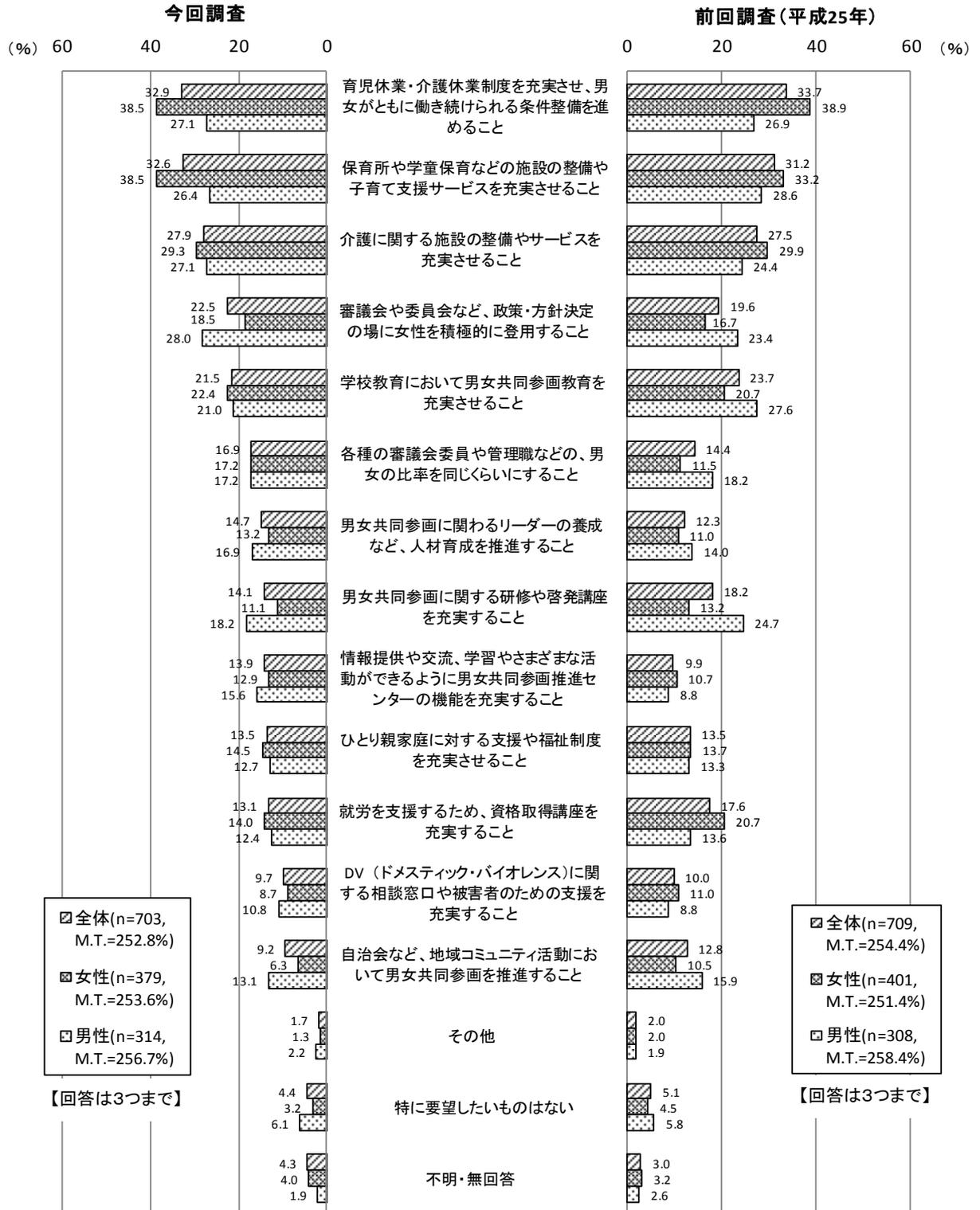
また、女性の未婚者及び年齢の低い層、男性の40代以下の年齢層で「労働時間の短縮や休暇制度(育児休業・介護休業・ボランティア休暇等)を普及させること」が高くなっており、働き方改革への関心が高まっていることがうかがえます。そのため、市内事業者等に対しても、ワーク・ライフ・バランスへの理解を高め、積極的な取り組みにつながるよう、啓発を進める必要があります。

一方、同調査で男女共同参画社会の実現のための行政に対する要望として、「育児休業・介護休業制度を充実させ、男女がともに働き続けられる条件整備を進めること」「保育所や学童保育などの施設の整備やサービスを充実させること」「介護に関する施設の整備やサービスを充実させること」などが上位にあがっています。特に女性はより具体的、直接的な支援の充実を求める回答が多くなっています。

また、男女とも年齢が低い層で「育児休業・介護休業制度を充実させ、男女がともに働き続けられる条件整備を進めること」「保育所や学童保育などの施設の整備やサービスを充実させること」などが高く、女性の40代以上では「介護に関する施設の整備やサービスを充実させること」が高くなっています。

仕事と家庭、特に育児との具体的な両立支援が求められており、ライフステージによって抱えている問題、求めている支援が異なることがうかがえます。支援体制や講座等事業の充実を図るとともに、それらを必要としている層に情報が的確に届くような情報提供の仕組みを整えていくことが必要です。

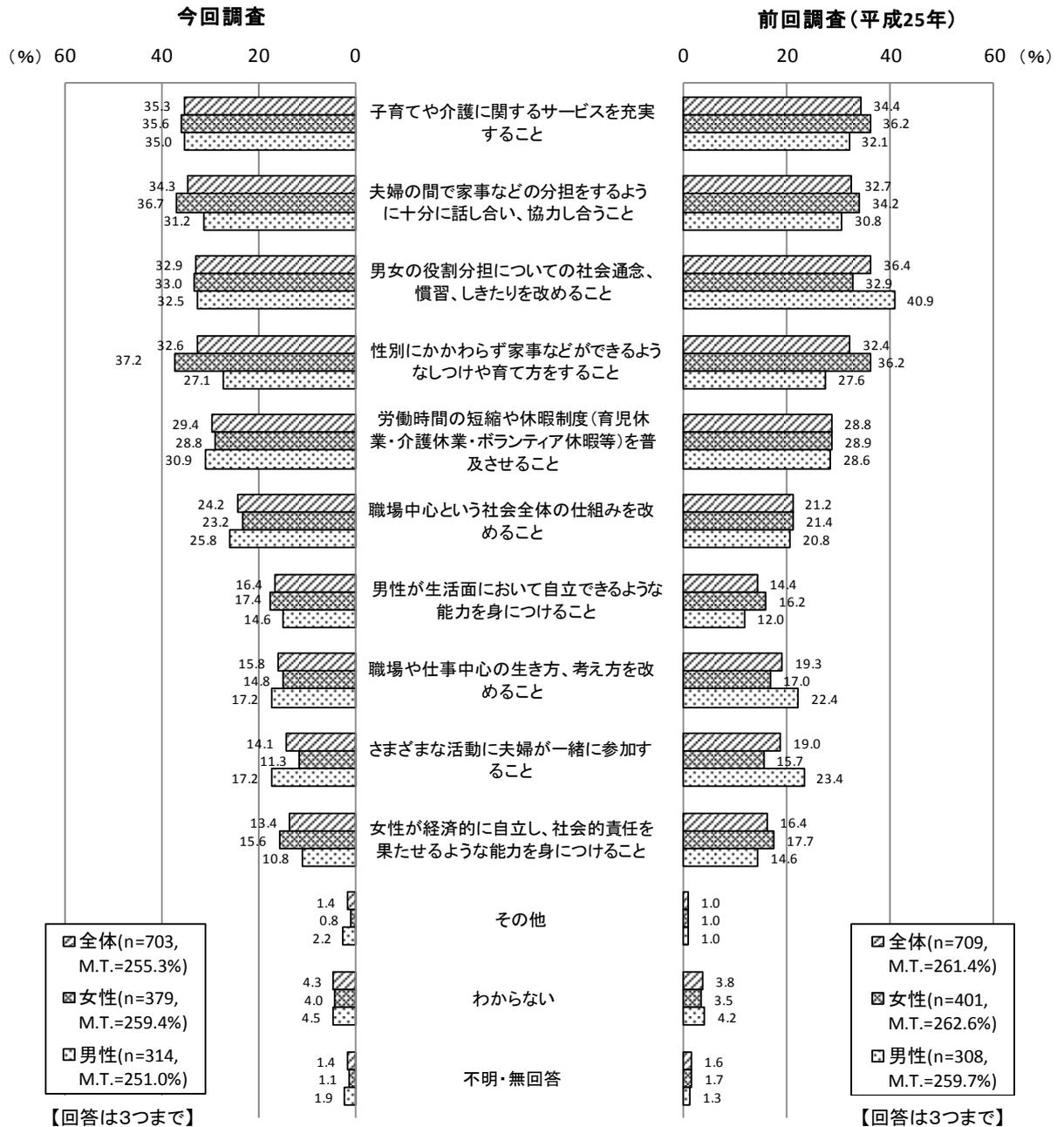
●行政に望む施策



資料 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」（平成30年）

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### ●男女があらゆる場面に参画するために必要なこと



資料 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成30年)

## 基本施策(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

### 施策の取組み①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

ワーク・ライフ・バランスの大切さについて市民や事業所への啓発を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
13	啓発の促進	男女がともに家庭責任を担い、仕事と家庭の調和を図ることができるよう、市民や事業所に対して啓発や情報提供を行います。	男女共同参画推進課
		職員が仕事と育児・介護等を両立するために、必要な制度を活用していけるよう、両立支援ハンドブック等により情報提供を引き続き行います。	人事課

### 施策の取組み②男性の家事・育児・介護参加促進の啓発

講座や情報提供・啓発事業を行い、男性の家事・育児等への参画を支援します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
14	男性の家庭参画の促進	男性の日常生活の自立や、長時間労働の削減等の働き方の見直しにつながるような啓発事業を実施します。	男女共同参画推進課
		子育て支援センターを男性も子どもと気軽に遊びに来られる場所とし、男性のニーズを捉え、受講しやすい子育て講座を開催します。	子ども育成課

## 基本施策(2)子育て・介護支援の充実

### 施策の取組み①子育て中の親への支援

子育て中の親が、育児と仕事を両立できるよう、相談事業や情報提供、両立環境の整備を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
15	子育て支援事業と相談事業の充実	男女が共に子育て・家事を担う意識が持てるように、母子保健事業を通じて啓発を行い、子育て家庭が身近に相談できる窓口として充実を図ります。	子ども家庭課
		男性の家事・育児・介護等への参画が進むよう、家族で参加しやすい講座の実施、情報提供や啓発などの取組みを行います。	男女共同参画推進課
16	子育て環境の整備、充実	第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画に定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策※」に基づき、令和6年度までに待機児童ゼロを目指して、適切に事業を実施します。	子ども育成課

### 施策の取組み②介護に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	担当課
17	介護保険制度の趣旨啓発と情報提供	市広報紙、ホームページなどを活用し、社会全体で介護を支えるという介護保険制度の趣旨啓発を行います。あわせて、介護保険サービスなどの説明や情報提供を行い、在宅介護者の負担の軽減を図ります。	介護保険課

## 基本目標4

### 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会基本法制定から21年、女子差別撤廃条約批准から35年が経過しました。基本法の制定は女子差別撤廃条約の批准が大きな契機となりました。男女共同参画社会とは、性別に関わらず個人としての尊厳が尊重される社会、差別のない社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。また、1994(平成6)年にカイロで開催された国際人口・開発会議においては、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>)」という概念が提唱され、この権利が女性の人権であるという認識が広がりました。

国では性暴力被害者支援の取り組みを進めており、県でも「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が平成26年に設置されました。

DV<sup>※</sup>防止については、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」で市町村のDV防止基本計画の策定が努力義務となっており、児童虐待の防止等に関する法律では、DVのある家庭で育つことは児童への精神的虐待と定義されています。また、平成26年には雇用機会均等法の指針が改正され、これまでの指針に加え同性同士のセクハラ防止などの対策強化も求められています。

家庭、職場、地域において、安心して生活できるよう、あらゆる暴力を撤廃し、男女共同参画の視点から安全なまちづくりの実現のための取り組みが必要です。

## 基本施策(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

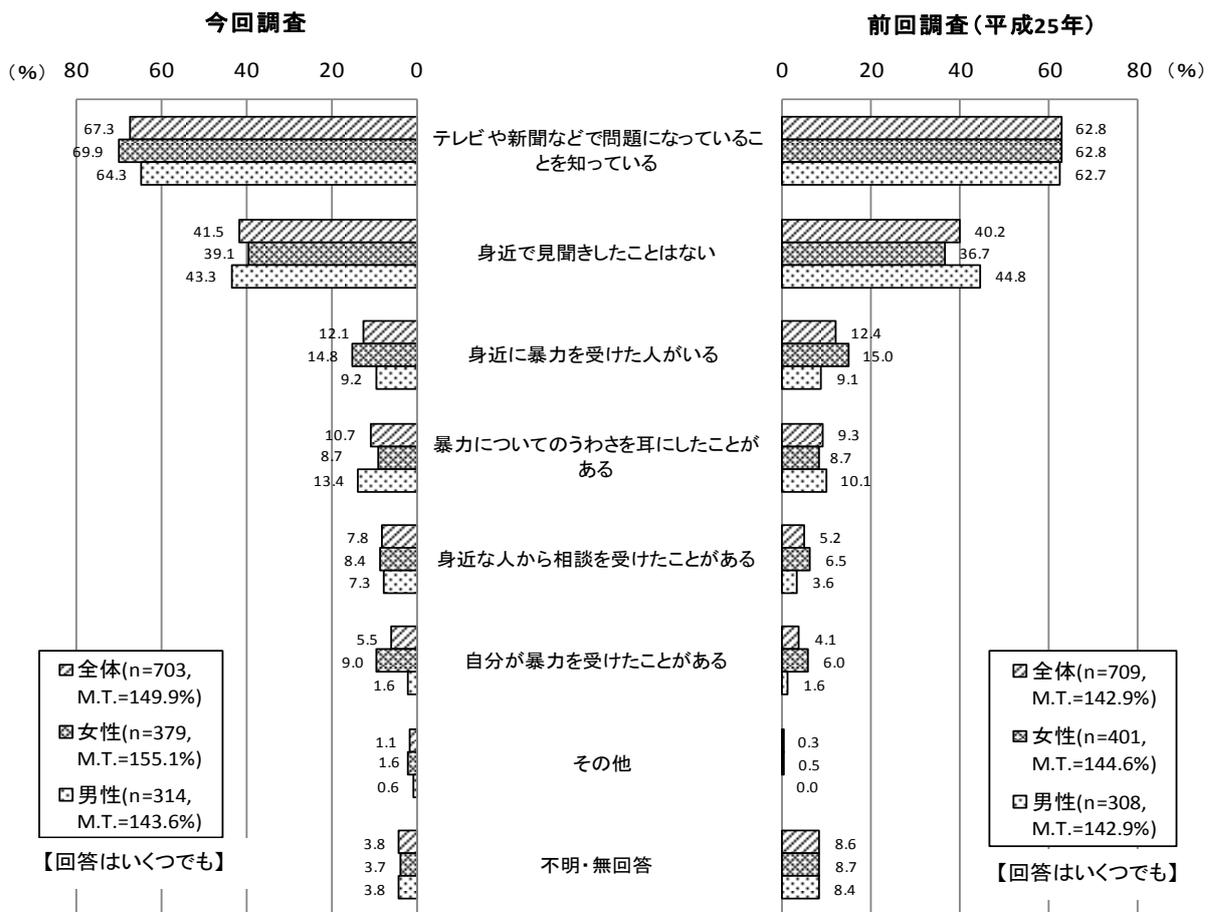
### 《現状と課題》

市民意識調査によると、DVを受けたり見聞きしたりした経験について、女性の9%が「自分が暴力を受けたことがある」、8.4%が「身近な人から相談を受けたことがある」と回答しています。DV等の暴力が特に女性にとって身近な問題であることがわかります。

しかし、どのようなことが暴力にあたるかという質問に対して、「身体的暴力」は「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人が78.1%であるのに対し、「大声でどなる」は36.4%、「無視をする」は29.6%の人が「どんな場合でも暴力にあたる」と回答するなど、暴力にあたる言動に対する認識が十分とはいえません。DVについての正しい認識を啓発することと、DV被害の相談窓口の周知によって、DV被害者が被害を正しく認識し、相談窓口にたどり着けるようにする取り組みが必要です。

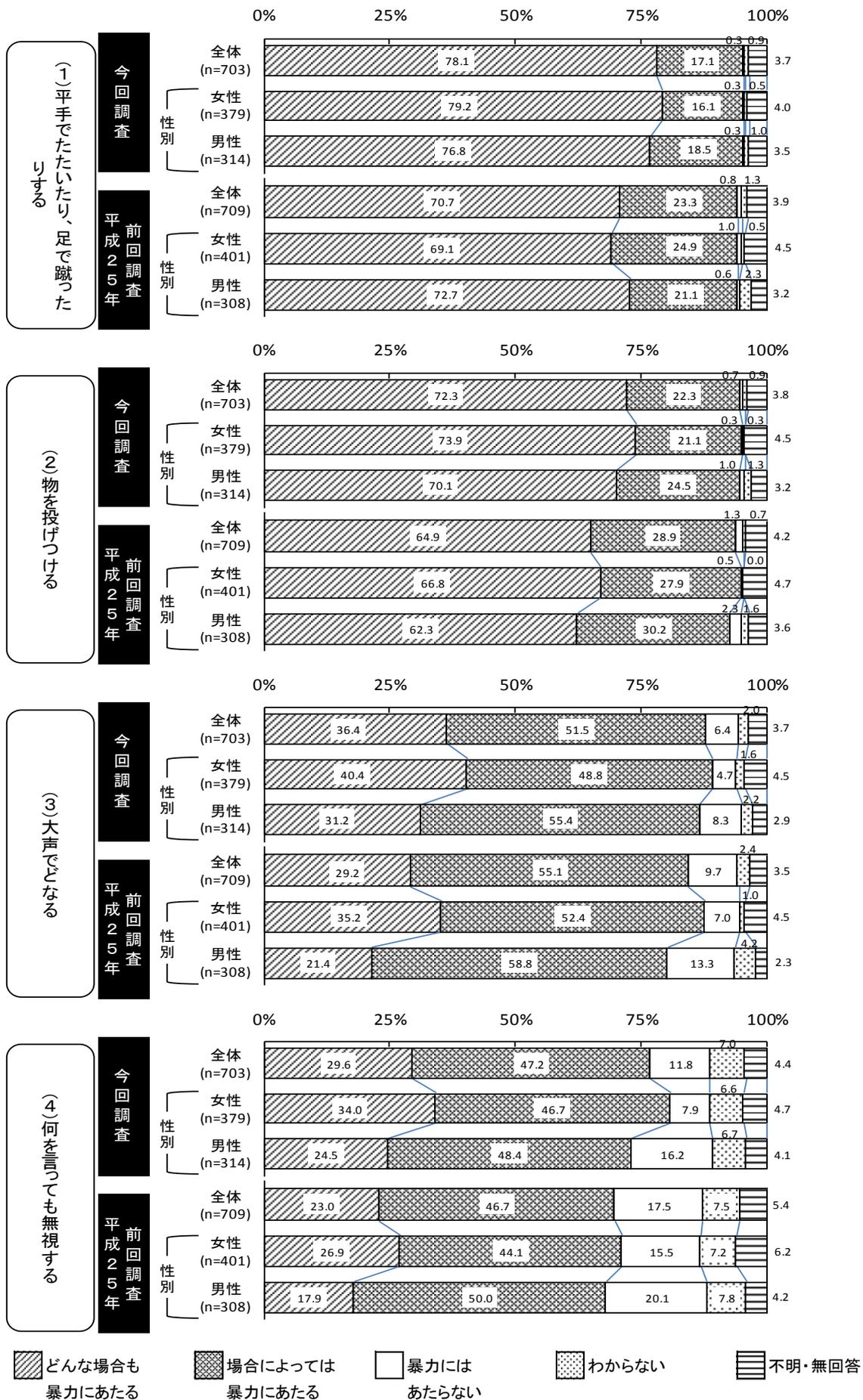
### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### ● ドメスティック・バイオレンスの状況

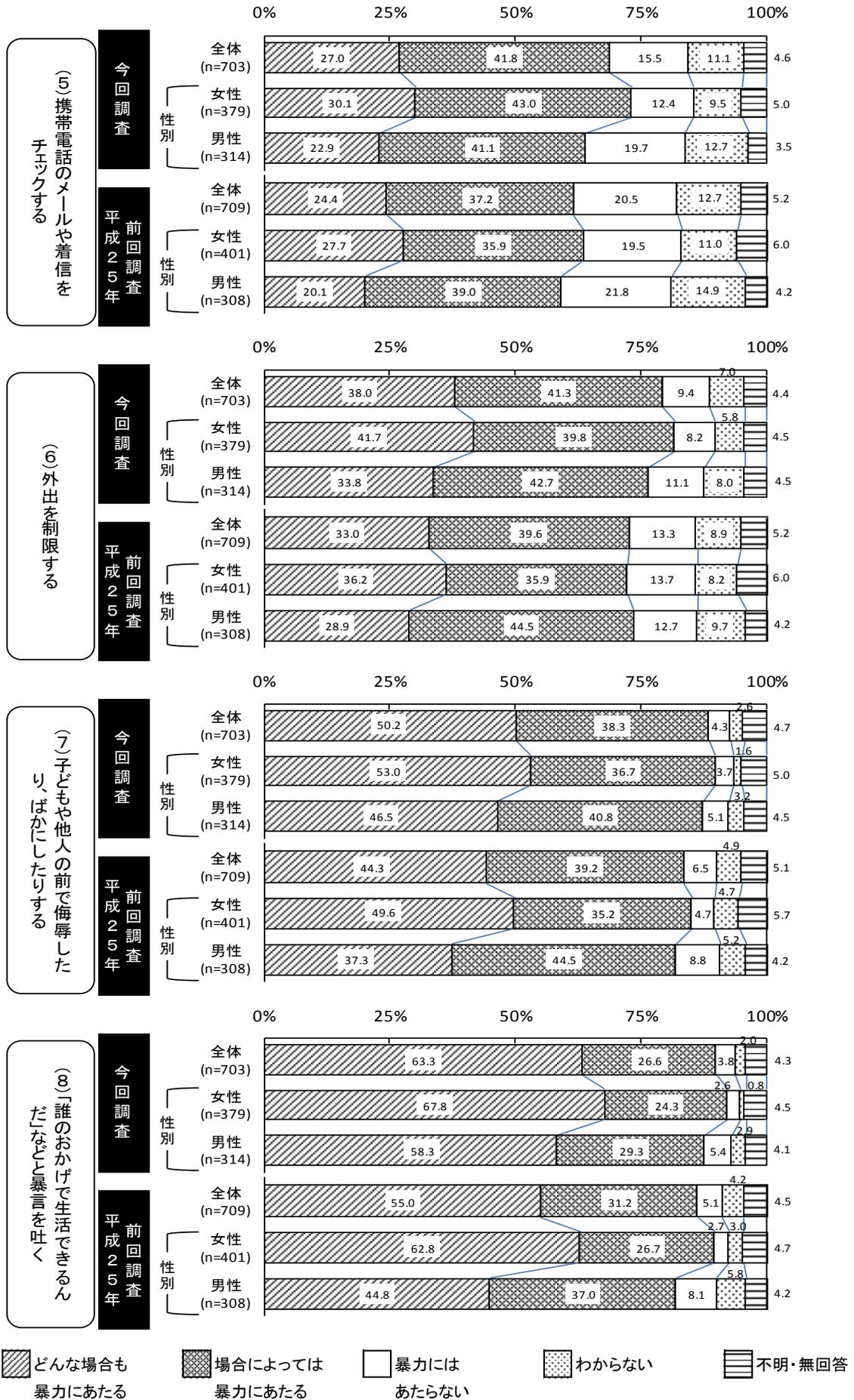


資料 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成30年)

●ドメスティック・バイオレンスだと思う内容



### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方



資料 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成30年)

施策の取組み①DV等の防止の啓発

DV・ハラスメントをはじめとした女性に対する暴力を根絶するため、啓発を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
18	DV等の防止に向けた取組みと啓発活動の実施	家庭、地域、職場、学校など様々な場面における、DV等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組みと防止に向けた啓発を行います。	男女共同参画推進課
		地域のイベント等を通して、女性への人権や女性に対する暴力について、地域住民への啓発を実施します。	人権対策課

施策の取組み②DV等対策の推進

DV対策及び被害者保護のため、職員の対応力向上に取り組めます。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
19	DV対策事業に関する職員への啓発	DV対策及び被害者保護について関係課職員の意識と対応の向上を目指した研修等を実施します。	男女共同参画推進課

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### 施策の取組み③DV等被害者相談、支援体制の充実

DV等の被害者が相談しやすい相談窓口の充実と、関係機関との連携による支援体制の強化を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
20	被害者支援に関する体制づくり	DV等の被害者に対して関係各課や関係機関と連携を図りながら支援体制を充実させます	男女共同参画推進課
21	相談窓口・相談事業の周知	関係各課や関係機関等と連携を図り、DV等の相談窓口や相談事業の周知を図ります。 DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合80%を目指します。	男女共同参画推進課
		母子保健事業を通して、夫婦や家族の関係に関する悩み等を気軽に相談できる環境づくりを図ります。	子ども家庭課
22	関係機関との連携強化	DV等の相談体制を充実させるため、関係各課や関係機関と情報交換を行いながら連携強化を図り、相談者の安全に配慮した適切な対応を行います。	男女共同参画推進課
		関係各課や関係機関との連携強化を図り、相談者の安全に配慮し、支援措置を適切に行います。	市民課
		関係機関と連携し、児童の面前でのDVが疑われる家庭への支援や相談者の安全確保に努めます。	子ども支援課
		関係機関と連携に努め、児童の面前でのDVが疑われる家庭に対して母子生活支援施設への入所措置などの安全確保に努めます。	子ども家庭課

## 基本施策(2)ハラスメント等の防止

### 《現状と課題》

セクシュアル・ハラスメント※、パワー・ハラスメント※等のハラスメントについては、ハラスメントについての正しい知識の啓発と、被害にあった際の相談先の周知・被害者支援が重要であり、家庭、地域、職場等、あらゆる場でハラスメント等の暴力の根絶に向け、関係機関との連携のもと、引き続き取り組む必要があります。

### 施策の取組み①ハラスメント等の防止の啓発

ハラスメント等の根絶に向け、啓発と相談窓口の周知を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
23	ハラスメント等の防止に関する啓発や相談の実施	家庭、地域、職場等における、ハラスメント等の根絶に向けた取り組みと防止に向けた啓発を行います。	男女共同参画推進課
		家庭、地域、職場、学校など様々な場面における、DV・ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと防止に向けた啓発を行います。	教育政策課
		「宗像市職場におけるハラスメントの防止に関する規程」や「宗像市職員人材育成ビジョン※」に基づき、職員への啓発、相談員の配置、相談窓口の周知と活用を行います	人事課

## 基本施策(3)生涯を通じた女性の健康支援

### 〈現状と課題〉

年齢やライフステージ、性別により異なる身体の特徴や健康課題を正しく理解し、自身の健康を管理するとともに他者の健康にも配慮しながら生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に女性は妊娠・出産に関わる女性特有の健康上の問題に直面します。主体的に生き方を選択していくためには自ら心身の健康について正確な知識や情報を入手することが必要です。

また、子どもが成長段階に応じて、性と生殖に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理や望まない妊娠を防ぐことができるような取り組みが求められています。

### 施策の取組み①生涯を通じた女性の心と体の健康づくり

知識啓発と保健事業を通じ、ライフステージに応じた健康支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
24	リプロダクティブヘルス／ライツの啓発	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※)について認識を深めるための、正しい知識の普及・啓発を行います。	男女共同参画推進課
		母子保健事業を通して、女性のライフステージに合わせた性と生殖を含めた健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い、子育て家庭が相談しやすい体制づくりを行います。	子ども家庭課
		リプロダクティブヘルス／ライツについて、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
25	健康づくり推進体制の強化	保健、福祉、医療が一体となった生涯を通じた女性の健康に対する問題に対応するため、健康づくり推進体制を整備します。	健康課
26	ライフステージに応じた健康支援と健康教育の推進	「自分の健康は自分でつくる」という意識の向上や健康的な生活習慣の形成と改善による生活習慣病の予防などに関して、ライフステージに応じた健康教育や相談等を行います。 また、女性特有のがん検診(子宮頸がん、乳がん検診)を行います。	健康課

## 基本施策(4) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

### 〈現状と課題〉

高齢化が進展し、高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯が増加しています。そのような状況でも地域で安心して暮らすことができるよう、支援していくと共に、意欲ある高齢者がその知識・経験を活かして社会で活躍できるよう取り組みます。

障がいの有無や性別などを理由にして、多重に困難な状況におかれることのないよう、それぞれの課題に対して必要な支援を行います。

また、ひとり親家庭は、経済的困難や、孤立などの生活上の困難を抱えやすい状況にあります。そのような家庭が安心して生活し、次世代に困難を引き継がないため、経済的自立の支援や相談しやすい環境を整備することが大切です。

このようなそれぞれの人権課題に対し適切な支援を行うことで、男女共同参画社会の意味する「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される」社会の実現を目指します。

### 施策の取組み① 高齢者・障がいがある人への支援

高齢や障がいを理由に困難を抱えやすい状況にある人に対し、就労機会の確保や福祉サービス、相談事業等を行い、安心して暮らせる環境を整備します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
27	高齢者の社会参画の支援	男女共同参画推進センターにおいて、高齢者(男女)の社会参画や、高齢者男性の生活自立につながる講座を実施します。	男女共同参画推進課
		高齢者の雇用・就労機会の確保や社会参加の促進を図るため、地域で活躍できる場や機会の提供を図り、高齢者が地域社会の中で充実した生活を送れるように支援します。	高齢者支援課
28	高齢者・障がい者福祉サービスの実施	住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を続けるために、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援コーディネーターを中心に、協議体の中で地域資源の発掘や活用について活発に議論されるよう支援します。	高齢者支援課
		庁内の関係部署や庁外関係機関と連携を図り、障がい者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、利用者のニーズに沿った様々な福祉サービスを実施します。	福祉課

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

29	相談支援事業の実施	高齢者とその家族等の悩みや直面している課題に関する相談への対応や、適切な支援を受けるためのサービス内容の理解促進のため、利用者の特性に応じた相談支援事業を日常生活圏域を担当する地域包括支援センター※6箇所で行います。	高齢者支援課
		障がい者とその家族等の様々な課題の解決を図るため、相談支援事業を実施します。	福祉課

#### 施策の取組み②ひとり親家庭等への支援

貧困や孤立といった問題を抱えやすいひとり親家庭に対し、経済的自立の支援や、相談事業を行い安心して暮らせる環境を整えます。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
30	相談事業の充実	個別の相談にきめ細かく対応できるよう相談体制の強化に努めます。	子ども支援課
		女性支援相談やこころと生き方の相談といった相談窓口の周知を行います。	男女共同参画推進課
31	就労・自立支援事業の推進	ひとり親家庭等の自立に必要な就労に向けての情報提供や支援を行います。	子ども家庭課

#### 施策の取組み③多様な性の理解の促進

多様な性のあり方について、正しい知識の啓発を行い、すべての人が性のあり方による差別や偏見にさらされることなく暮らせる環境を作ります。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
32	多様な性の理解の推進	多様な性の理解を推進するための講座等を実施します。	男女共同参画推進課
		様々な人権課題のひとつとして、性自認や性的指向等を理由とした差別や偏見をなくすための啓発等を行います。	人権対策課

## 基本目標5

### 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

男女共同参画社会の実現をめざすには、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に基づいて構築された社会制度を改革することと、固定化された意識を解消することの両輪で進めなければなりません。固定的な性別役割分担意識は、家庭や地域や学校など様々な場で人々との関わりやメディアを通じて形成されるもので、社会や文化が作る性別、つまり、ジェンダー意識とも言われます。性別にとられない意識の形成は、これまでの制度や当たり前とされてきた身の回りの慣習・慣行に問題はないか見直すことから始まります。

あらゆる場で、あらゆる年齢層の人々に対して男女平等意識を浸透させていくことが必要であり、幅広く効果的な啓発の取り組みが求められます。

### 基本施策(1)教育の場における男女共同参画

#### 〈現状と課題〉

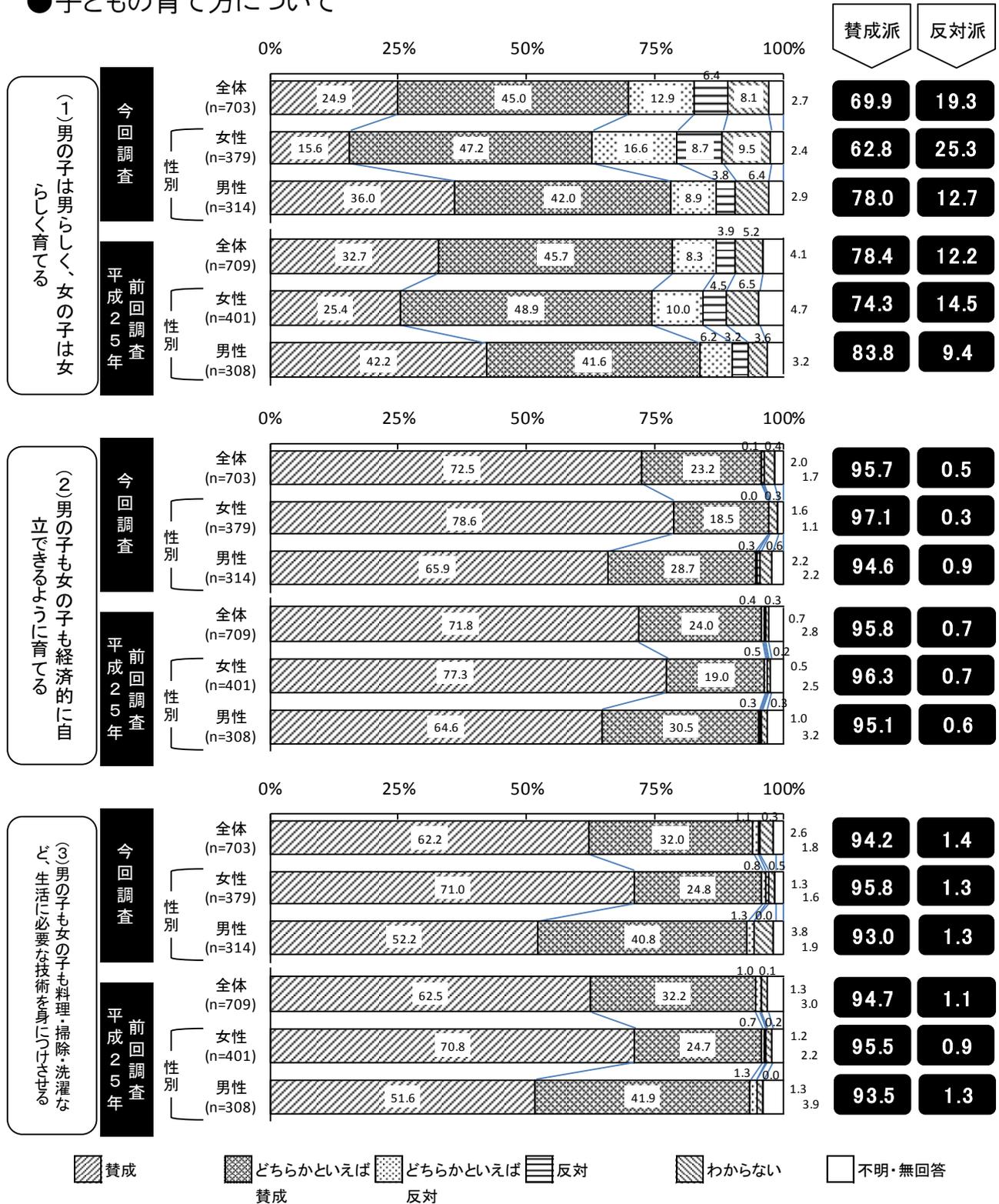
子どもたちが性別にとられずに個性にあった能力を伸ばしていくには、家庭や学校で子どもたちの周囲にいる大人たちが男女共同参画教育を理解する必要があります。

市民意識調査によると、子どもの育て方について、「男の子も女の子も経済的に自立できるように育てる」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」という考え方に対し、いずれも『賛成派』が95%近くを占めています。一方で「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」という考え方の賛成派は前回調査の78%からやや減少したものの70%と高く、子どもの性別に関わらず、経済的自立、生活自立を望みながら、「男らしさ女らしさ」も求めるという結果がみられました。

また、学校教育での男女共同参画を進めるための取り組みとして、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する」「性暴力やセクシュアル・ハラスメントについて相談できる環境を整備する」は『賛成派』が9割前後と高く、セクハラ相談や生活指導・進路指導、性教育など個別具体的な問題への取り組みが必要と考えられているようです。これらの具体的問題に適切に対処するには、男女共同参画の視点をその根底に置くことが必要であり、そのことを社会に伝えていくことが大切です。

このため、家庭教育、就学前教育、学校教育に携わる保護者や教職員への男女共同参画に関する学習機会の提供が必要です。また、子どもたち自身が性別にかかわらず自分の人生を選択する力を育成できるように、豊かな社会体験活動やメディアリテラシー<sup>※</sup>を身につけるような教育や啓発が求められます。

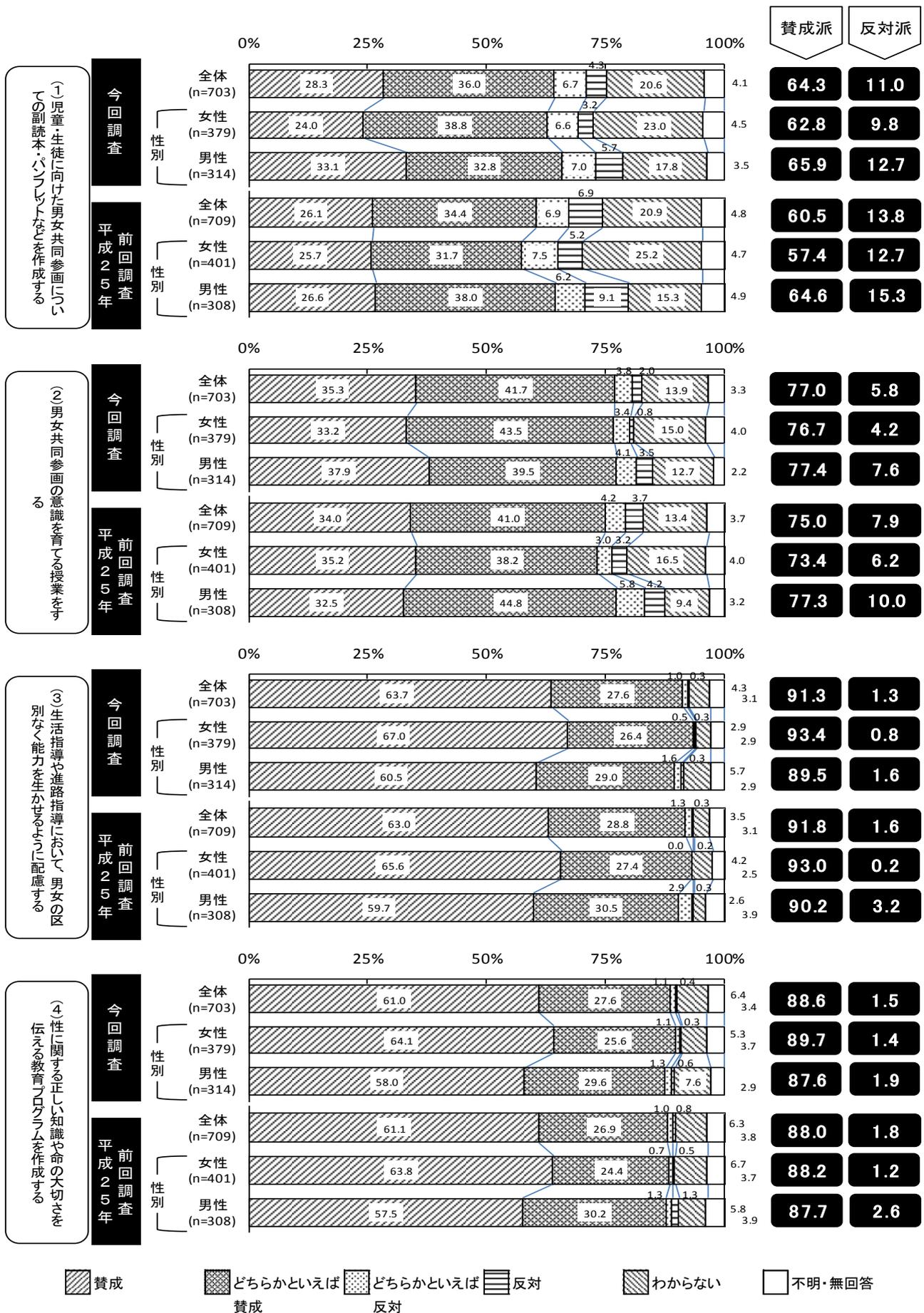
●子どもの育て方について



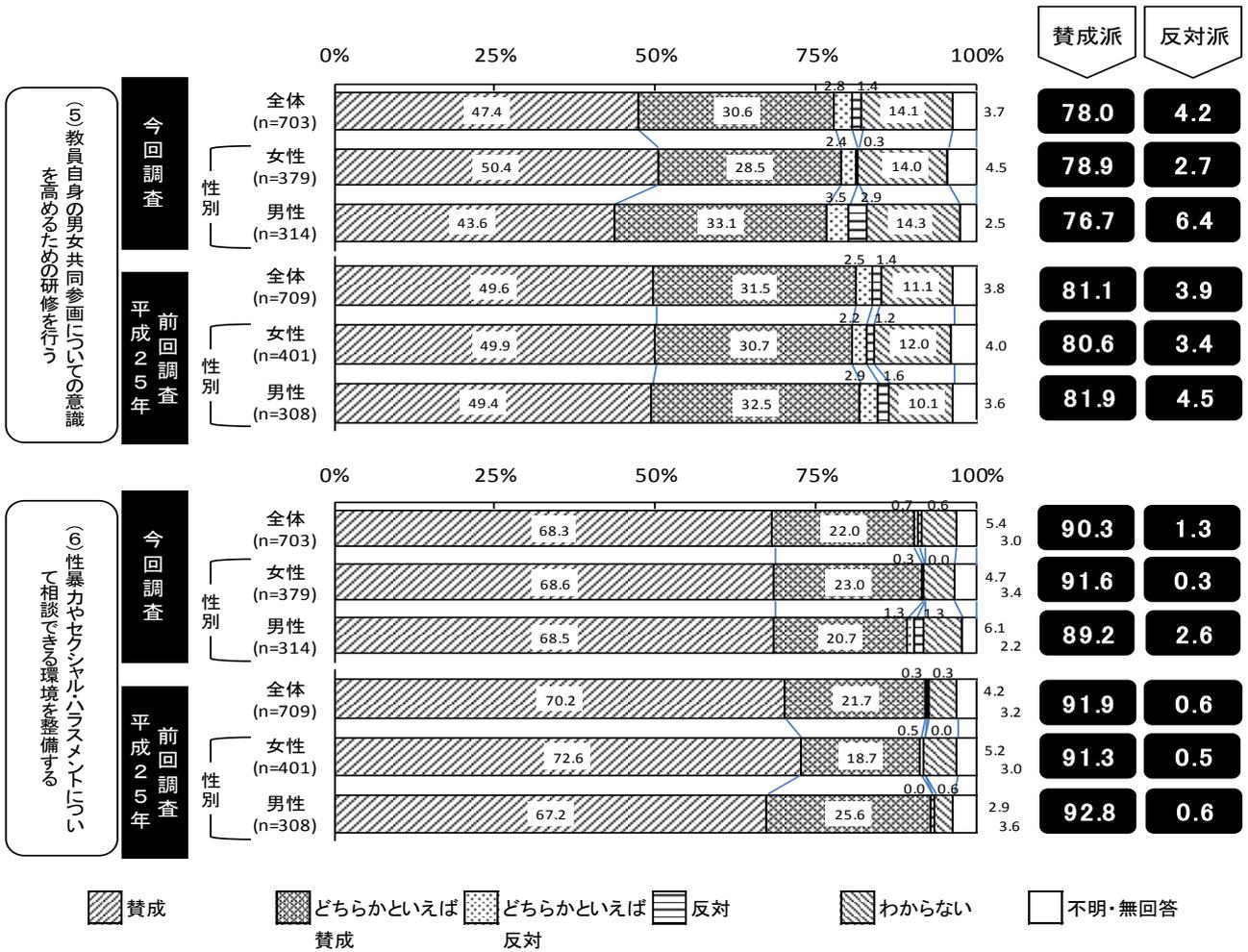
資料 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成30年)

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### ●学校教育で必要な取り組み



### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方



資料 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成30年)

### 第3章 目指すべき方向と施策の進め方

#### 施策の取組み①就学前教育における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った考え方を幼少期から身に着けられるよう、就学前教育に関わる職員の意識向上を目指した研修を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
33	保育所・幼稚園・認定子ども園等職員への啓発	関係課と連携を図り、男女共同参画意識の向上を目指した啓発を行います。	男女共同参画推進課

#### 施策の取組み②学校教育における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った考え方を教育・学習を通じて児童生徒に伝えられるよう、教職員の意識向上を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
34	教職員への啓発	宗像市立小・中・義務教育学校の教職員の男女共同参画意識向上を目的とした各種研修会を実施します。	教育政策課
35	性別にとらわれない社会体験教育等の推進	性別にとらわれない社会体験学習等を行い、一人ひとりの能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。	教育政策課
36	教育現場における性教育等の推進・充実	性のあり方について学習することで、個人の尊厳を守る意識の浸透を図ります。	教育政策課

施策の取組み③社会教育における男女共同参画の推進

男女共同参画意識の向上につながる社会教育活動を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
37	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級の推進・充実	男女共同参画推進センターによる出前講座を実施します。	男女共同参画推進課
		家庭教育学級で男女共同参画推進センターによる出前講座が開催されるよう、情報提供を行います。	子ども育成課
38	出産前教育の充実	母子健康手帳および父子手帳(父親のための育児ガイド)の交付、妊婦やその家族等を対象としたたまご学級等を通じて、男女がともに子育てを担う意識づくりを行います。 中学生を対象とした妊婦体験教室等を通して男女がともに支え合って子育て等をする等の意識づけを行います。	子ども家庭課

## 基本施策(2)男女共同参画意識の浸透

### 《現状と課題》

市民意識調査において、社会における男女の地位の平等感について各分野別にたずねた設問では、「平等」が5割強を占める「学校教育」を除き、すべての分野で「男性優遇」と考える人が多い結果となりました。その度合いには分野によって差があり、「家庭生活」「地域活動や社会活動」「法律や制度の上」では「平等」が3割台でしたが、「職場」「政治」「社会通念・慣習・しきたり」では「男性優遇」が5割を超え、不平等感が強くなっています。

平成25年に実施した前回調査と比較すると、宗像市においてこの5年間の男女の地位の平等感は低下しています。また、全国調査や福岡県調査と比較しても、宗像市は「男性優遇」が高い傾向がみられます。

性別にみると女性は「男性優遇」、男性は「平等」と感じる傾向が、多くの分野においてみられます。前回調査に比べると、男女の意識差はやや拡大しており、「家庭生活」「地域活動」「法律や制度の上」などでは依然として差が大きくなっています。女性が不平等だと思っていることを男性はそう感じていない、という認識のギャップが家庭や地域など身近な生活の場で生じていると、日常のやり取りの中での互いへの不満を高めてしまうことにもつながりかねず、このような認識のギャップを埋めていくために男女共同参画の理念や現状について広く周知・啓発していくことが引き続き必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担に関しては、前回調査よりも『賛成派』の割合が減少し、「反対派」が増加しており、全体としても「賛成派」が「反対派」を逆転するなど、意識面ではこの5年間で変化がみられるものの、実際の社会では平等であるとは感じられにくい状況です。意識啓発と共に、身の回りから男女共同参画の実現に向けた行動を喚起するような啓発活動が必要です。

### 施策の取組み①固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の推進

男女共同参画の視点に立ち、社会制度・慣習・慣行についての啓発を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
39	学習機会の提供・地域に応じた啓発	各地区コミュニティ運営協議会や市民活動団体との協働により、地域の特性を生かしながら啓発事業を提案し推進します。	男女共同参画推進課
40	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習・慣行についての啓発	男女共同参画の視点に立って、職場・家庭・地域等における社会制度・慣習・慣行を見直すための啓発事業を実施します。	男女共同参画推進課

施策の取組み②男女共同参画に関する情報提供

さまざまな媒体を通じ、男女共同参画の推進に関する情報を提供していきます。

事業 番号	事業名	事業概要	担当課
41	さまざまな媒体を通じた情報提供	さまざまな媒体や機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行い、「男女共同参画」という言葉を知っている市民の割合80%を目指します。	男女共同参画推進課
		さまざまな媒体や機会を通じて、男女共同参画意識を含む人権に関する情報提供を行います。	人権対策課

## 基本施策(3)国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進

### 《現状と課題》

男女共同参画に関する施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に関わる動きと連動して推進されてきました。2011(平成 23)年に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしており、世界的に男女共同参画の推進に向けて着実な歩みが続けられています。本市における計画の推進にあたっては、こうした国際的視野から施策や事業を捉え、実施していくことが必要です。

また、市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、国際意識を養うことは広い視野で生活全体を見直すことにつながり、一人ひとりの違いを認め合い、尊重し、理解し合いながら、豊かなパートナーシップを築くことができます。

### 施策の取組み①国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進

国際交流や国際情勢に関する情報の提供等を通じ、国際的な協調の下男女共同参画の取り組みを進めます。

事業番号	事業名	事業概要	担当課
42	国際的視野の醸成	講座や研修等を通して、国際的視野の醸成を図ります。	男女共同参画推進課
43	国際交流事業の支援	第2期宗像市グローバル人材育成プランに基づき国際交流事業を推進することで、諸外国の男女共同参画の現状を学び、国際理解を深めます。	子ども育成課



資料編

---



# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
改正 平成11年7月16日法律第102号  
同 平成11年12月12日同 第160号

## 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の

あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共

同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣

議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置

を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。  
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。  
三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。  
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。  
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。  
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律  
第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 宗像市男女共同参画推進条例

平成16年3月31日  
条例第15号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条—第8条)

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第16条)

### 第3章 苦情の申出及び相談(第17条・第18条)

### 第4章 雑則(第19条)

### 附則

宗像市は、福岡市、北九州市の両大都市と筑豊地域との交流地点に位置し、青い海と豊かな緑に囲まれた快適な住環境を誇っている。大学や研究施設を有し、旺盛な市民の文化活動を育む学術・文化都市であるとともに、多くの国宝や重要文化財を有するなど魅力的な歴史的資源にも恵まれている。

このように豊かな自然に恵まれ、古い歴史を持つ宗像市は、農業や漁業を主たる基幹産業として発展してきた。近年は、学術文化とともに大都市からの人口の流入を背景に、住宅都市としての特徴が顕著となっている。

国では、「個人の尊重と法の下での平等」をうたう日本国憲法の下、女子差別撤廃条約を中心とする国際的な流れの中で、男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現に向けてのさまざまな取組が行われてきた。宗像市においても、男女が生き生きと共生するまちづくりを目指し、「宗像市男女共同参画プラン」を策定するなど積極的に施策を推進してきた。

しかしながら、制度や慣習、あるいは市民の生活の中に、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が残っており、真の男女平等の実現には未だに至っていない現状がある。さらに、少子高齢化の進展など社会・経済情勢の急速な変化への対応も求められている。

こうした現状を踏まえ、すべての市民が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に参画できるよう、市、市民及び事業者が力を合わせて取り組む必要がある。

ここに、男女がともに対等なパートナーとして協力し合い、心豊かで自分らしく元気に安心して生活できる社会を実現し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、宗像市男女共同参画推進条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育の役割を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号の機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本とし、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女がその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女間における暴力が根絶されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が根強く残っていることを反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進が国際協調の下に行われること。
- (7) 教育の果たす重要性を考慮して、生涯にわたり、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画の推進に努めるよう配慮されること。

(8) 男女の対等な関係の下、互いの性が理解され、妊娠、出産等性と生殖に関して自らの意思が尊重され、生涯を通して健康で安全な生活を営む権利が確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、その人事管理及び組織運営において、率先して男女共同参画を実現するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努め、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活を両立して行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の役割)

第7条 家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に果たす教育の役割の重要性を考慮することにより、教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、身体的又は精神的であるかを問わず、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害行為及び差別的取扱いを行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるもの

とする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宗像市男女共同参画推進懇話会(宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された附属機関をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画に基づく事業の実施)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、前条に定める基本計画に基づき、啓発事業その他男女共同参画の推進に関する事業の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の男女比)

第11条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された機関をいう。)の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方へ委員の数が偏らないよう努めるものとする。

(情報収集等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関し、情報収集、調査研究その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する取組に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進センター)

第14条 市は、宗像市男女共同参画推進センター(宗像市市民活動交流館条例(平成19年宗像市条例第40号)第3条第2号に規定する宗像市男女共同参画推進センターをいう。)を、男女共同参画の推進に関する拠点となる施設とし、男女共同参画の推進に関する施策を実施するものとする。

(平19条例12・平19条例40・一部改正)

(男女共同参画の日)

第15条 市は、市民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設けるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 苦情の申出及び相談

#### (苦情の申出)

第17条 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画に係る苦情の申出があったときは、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、必要と認めるときは、宗像市男女共同参画推進懇話会の意見を聴くものとする。

#### (相談)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、市民からの相談があったときは、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(宗像市附属機関設置条例の一部改正)

2 宗像市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(宗像市総合保健福祉センター条例の一部改正)

3 宗像市総合保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成19年3月30日条例第12号)抄

##### (施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第40号)抄

##### (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 宗像市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市男女共同参画推進条例(平成16年宗像市条例第15号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(男女共同参画の日)

第2条 条例第15条に規定する男女共同参画の日は、10月の第3日曜日とする。

(実施状況の公表)

第3条 条例第16条に規定する基本計画の実施状況の公表は、閲覧に供することにより行うものとする。

(苦情の申出)

第4条 条例第17条第1項に規定する苦情の申出をしようとする者は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した男女共同参画に係る苦情申出書(様式)を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 市長は、前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、その申出を録取し、書面に記録するものとする。

3 市長は、第1項の申出があつたときは、当該申出に係る事項について実施した措置等について、当該申出をした者に対し、通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 宗像市男女共同参画推進本部設置要綱

平成15年4月1日

告示第58号

(設置)

第1条 男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、宗像市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画行政の総合的な企画の立案及び当該企画の推進

(2) 男女共同参画行政に係る関係部課間における相互の連絡調整

(3) その他男女共同参画行政を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、宗像市庁議等に関する規程(平成15年宗像市訓令第1号)第2条に規定する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長1人を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平19告示28・一部改正)

(議事)

第5条 本部は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 本部の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民協働環境部男女共同参画推進課において処理する。

(平16告示155・平23告示14・平27告示68・一部改正)

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日告示第155号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第28号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月21日告示第14号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第68号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## 宗像市男女共同参画推進懇話会規則

平成15年4月1日

規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働環境部男女共同参画推進課において処理する。

(平16規則37・平23規則2・平27規則20・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月21日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第20号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 宗像市男女共同参画推進懇話会委員

役職	氏名	所属
会長	石山 さゆり	日本赤十字九州国際看護大学
副会長	山田 雄三	福岡大学 地域連携推進センター
委員	小森 雅子	福岡教育大学
委員	井川 春奈	株式会社 海千
委員	入江 有希子	宗像漁業協同組合女性支部
委員	永嶋 久子	むなかた男女共同参画協議会
委員	蟹川 美和	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
委員	北村 昌一	宗像市人権対策課
委員	占部 圭司	市民公募
委員	中村 裕	市民公募

※順不同

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

## 計画策定の経緯

平成30年	7月	「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
令和元年 (平成31年)	7月22日	令和元年度第1回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」報告 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」策定方針説明
	9月30日	令和元年度第2回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」体系について説明
	11月29日	令和元年度第3回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」基本理念について
令和2年	1月27日	令和元年度第4回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」体系について
	2月～3月	・「第3次宗像市男女共同参画プラン」事業シート担当課作成 及び第1回担当課ヒアリング実施
	3月17日	令和元年度第5回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」事業内容について
	8月3日	令和2年度第1回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」素案について ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」策定スケジュール説明
	10月	・「第3次宗像市男女共同参画プラン」第2回担当課ヒアリング 実施
	10月26日	令和2年度第2回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」(案)について ・市民意見提出手続(パブリック・コメント)について説明
	11月18日	・パブリック・コメント実施について庁議承認
	11月～12月	・パブリック・コメント実施 募集期間：11月24日～12月23日
令和3年	2月24日	令和2年度第3回宗像市男女共同参画推進懇話会 ・パブリック・コメントの結果について ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」(案)一部修正について ・「第3次宗像市男女共同参画プラン」の進行管理について
	3月25日	・「第3次宗像市男女共同参画プラン」(案)のパブリック・コメント 提出意見の回答及び同計画の決定について庁議承認

## 用語の解説

### あ 行

#### エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。特に、女性の場合、本来持っている能力を引き出し自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を持つことを意味する。

#### SDGs(持続可能な開発目標)

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されている。

### か 行

#### キャリア形成

労働者等(求職者及び若年者を含む)が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練等を受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。

#### 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

「第2期宗像市子ども・育て支援事業計画」の中で、教育・保育や地域子ども・地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で、利用希望の量の見込みとそれに対する定員・受入数の確保方策を記載している部分。

### さ 行

#### ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会的・文化的に作り上げられた「男性らしさ」「女性らしさ」などの性差があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)という。

### セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手の意に反した性的な言動により、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。主に、職場で行われる「性的いやがらせ」を指す。

## た 行

### ドメスティック・バイオレンス(DV)

一般的には、「配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと」をいう。個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、経済的、性的に苦痛を与える暴力または虐待を含む。

※デートDV(関連用語)

恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図をもつ。暴力で支配されると別れることは困難であるが、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援を受けにくい。また、婚姻関係にないために「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」が適用できない。

### 地域包括支援センター

高齢者等に関わる総合的な相談、高齢者在宅福祉サービス、介護予防給付等を行い、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように支援する窓口。

## は 行

### パワー・ハラスメント(パワハラ)

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

## ま 行

### 宗像市職員人材育成ビジョン

職員の育成に関する取り組みの方向性を整理し、効果的、計画的な人事施策の実施を示したビジョン

## 宗像市特定事業主行動計画

平成 15 年 7 月に成立した次世代育成支援法(以下「支援法」という。)に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられる環境を整備するための、の行動計画。すべての職員が職業生活と子育てなどの家庭生活の両立を実現するため、支援法及び女性活躍推進法に基づく計画を一体的に策定し、取組みを推進するもの。計画期間は令和 2 年から 6 年まで。

## メディアリテラシー

メディアによってもたらされる情報を批判的に読み解き、情報の信ぴょう性を的確に判断し、有効に利用するための能力。



## リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(リプロ)

「性と生殖に関する健康と権利」と訳す。「すべての男女は肉体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足できる性生活を送り、いつ何人子どもを産むか産まないかを定める自由と権利をもつ」というのが基本的な考え方である。万人に保障する権利だが、妊娠・出産の身体機能を持つ女性に特に重要となる。

## ロールモデル

役割を担うモデル。模範。手本のことで、具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材。



## ワーク・ライフ・バランス

仕事とそれ以外の活動(家庭生活、地域活動、個人の趣味や学習、健康・休養など)を調和させ、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方やそのための取組みのこと。男女がともに、人生の各段階において、個性が尊重され様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態である。

---

## 第3次宗像市男女共同参画プラン

令和 3年 4月

発行：宗像市

編集：市民協働環境部 男女共同参画推進課

住所：〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL:0940-36-0048 FAX:0940-36-0320

HP:<https://www.city.munakata.lg.jp/>

---

## 第3次宗像市男女共同参画プラン

